



第2期 伊賀市 子ども・子育て 支援事業計画

2020(令和2)年2月



伊賀市



ごあいさつ



伊賀市ではこれまで、2015（平成 27）年に策定した「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長することができるまち伊賀市」を基本理念として総合的に子ども・子育て支援事業を推進してきました。

その中で、課題として、近年女性の就業率が上昇したことによる低年齢の保育ニーズが増えていること、一時預かり事業等の多様な保育サービスや、児童虐待や困窮する家庭とその児童など、支援を要する児童及び家庭への対応が求められているほか、外国につながるのある児童が増加傾向にあり、これまで以上の支援が必要なことが見えてきました。子育て環境の変化や、働き方などの暮らしのあり方が多様化し、それに伴い保護者等のニーズも多様化する中、そのニーズに的確に応じる必要があります。

これらのことから、目標実現のための子育て支援事業のほか、子ども・子育て支援法に基づく幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込みと確保の内容と実施時期、教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進、総合的な子どもの放課後対策の推進、また、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施として、幼児教育・保育の無償化について位置づけ、第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

今後も、市民の皆さんのご協力を得ながら「伊賀の宝」である子どもたちの、最善の利益が実現され、子どもたちの人権、子どもたちの育ちが保障される地域社会の実現に向けて、子ども・子育て支援施策を推進してまいります。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さんをはじめ、ご審議いただきました伊賀市子ども・子育て会議委員の皆さんに心から感謝申し上げます。

2020（令和2）年2月

伊賀市長 岡 本 栄

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格・位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
5. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計	3
6. 就業の状況	10
7. 伊賀市の子どもと子育て家庭の概況	12
8. 伊賀市における主な子育て支援の取り組み	26
 第2章 計画の基本的な考え方	 44
1. 計画の基本理念	44
2. 計画の基本目標	45
3. 施策の体系	47
 第3章 目標実現のための施策	 48
1. 地域における子育て支援事業の充実	48
2. 安心して子どもを生み育てられる子育て支援の体制づくり	56
3. 子どもの健全育成を推進するための体制づくり	66
4. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	81
 第4章 計画の目標値等	 83
1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	83
2. 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期	85
3. 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期	90
4. 教育・保育の一体的提供と、教育・保育の連携推進	100
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	101
6. 総合的な子どもの放課後対策の推進	103

第5章 計画の推進 106

- 1. 計画の推進体制 106
- 2. 計画の進行管理 106
- 3. 計画の公表 106

参考資料 107

- 伊賀市子ども・子育て会議条例 107
- 伊賀市子ども・子育て会議委員名簿 109
- 第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画策定経過 111
- 伊賀市子ども健全育成条例 112
- 輝け！いがっ子憲章 114
- 用語解説 115

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）等に基づく「子ども・子育て支援新制度」が 2015（平成 27）年 4 月に施行され、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

伊賀市（以下「本市という。」）では、2015（平成 27）年度に「伊賀市子ども・子育て支援事業計画（以下「第 1 期計画という。」）」を策定し、「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長することができるまち伊賀市」を基本理念に掲げ、幼稚園や保育所（園）、認定こども園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどのさまざまな子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、本市の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、さまざまな施策を推進してきました。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育て家庭の暮らしのあり方が多様化し、また、社会全体として対策を図るべき子どもをとりまく貧困や虐待など、すべての子どもとその家庭が安心し、子育てすることができる環境づくりを推進する必要があります。

そこで、本市においては、第 1 期計画を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取り組みを計画的に推進していくため、「第 2 期伊賀市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画という。」）」を策定し、さらなる子育て環境の整備を図ることをめざします。

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うため策定するものであり、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

また、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「伊賀市総合計画」や地域福祉の方針を定める「伊賀市地域福祉計画」を、子ども・子育て支援の視点で具体化する分野別計画であり、その他「伊賀市障がい者福祉計画」など関連する分野別計画との調和と整合性を図り策定するものです。

さらに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」としての位置付けも含む計画として策定するものです。

3. 計画の期間

本計画は、5 か年を 1 期とするものであり、今期の計画は 2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までを計画期間とします。

なお、子ども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間時点である 2022（令和 4）年度に計画の点検を行い、必要な対策を講ずることとします。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第 77 条に定める合議制の機関として、住民自治協議会や関係団体の代表者、市民、学識経験者で組織する「伊賀市子ども・子育て会議」において協議を行うとともに、「伊賀市少子化対策庁内連絡会議」を中心に、関係各課の連携を図り全庁的な協議を行いました。

また、市民に本計画の案を公表し、広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

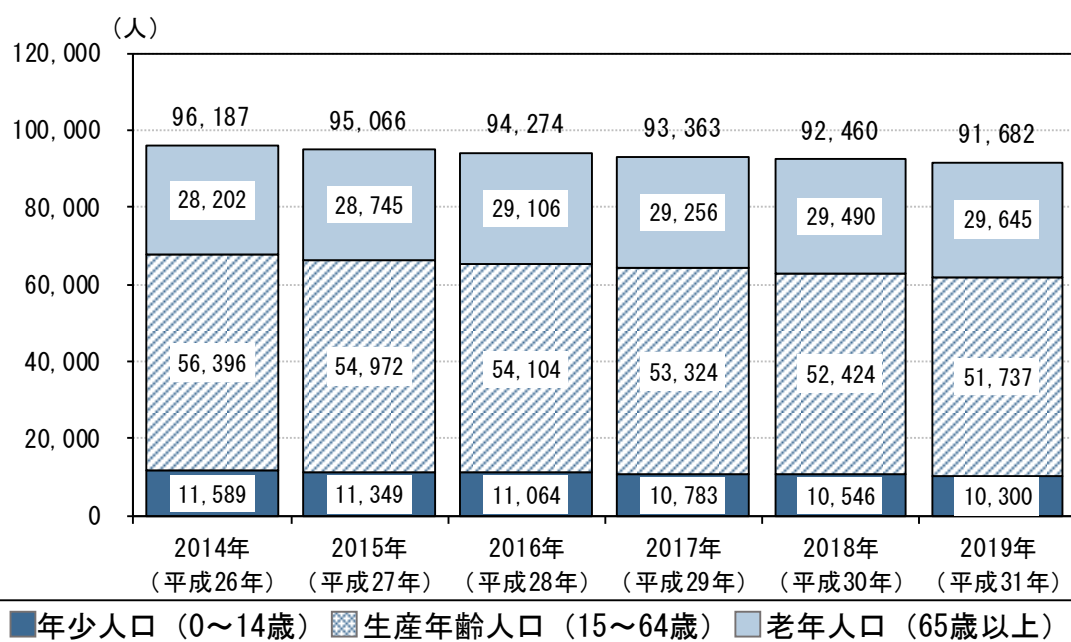
5. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計

(1) 人口の推移

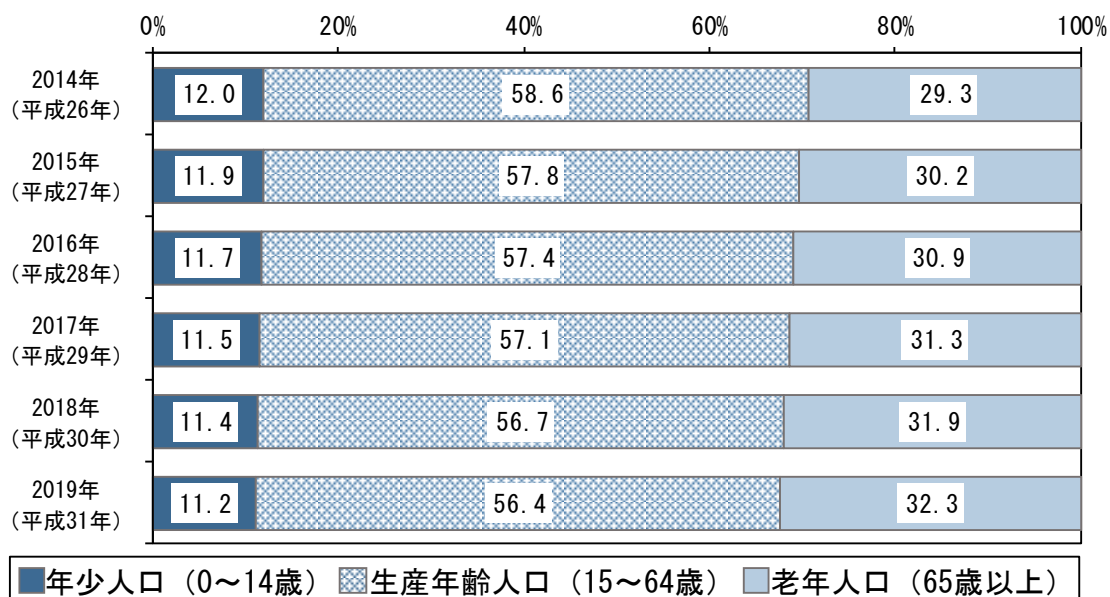
① 総人口・年齢別人口の推移

本市の総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、2019（平成31）年4月1日現在で91,682人となっています。また、年少人口についても減少傾向となっており、年少人口の割合は2019（平成31）年4月1日現在で11.2%となっています。

◆総人口の推移



◆年齢3区分別人口の推移

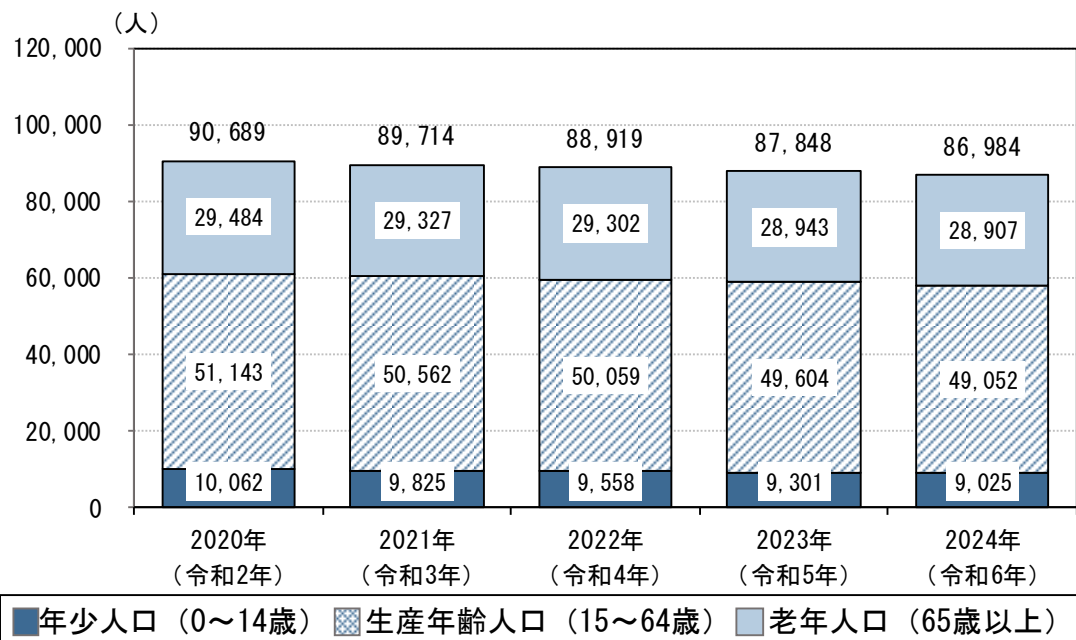


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

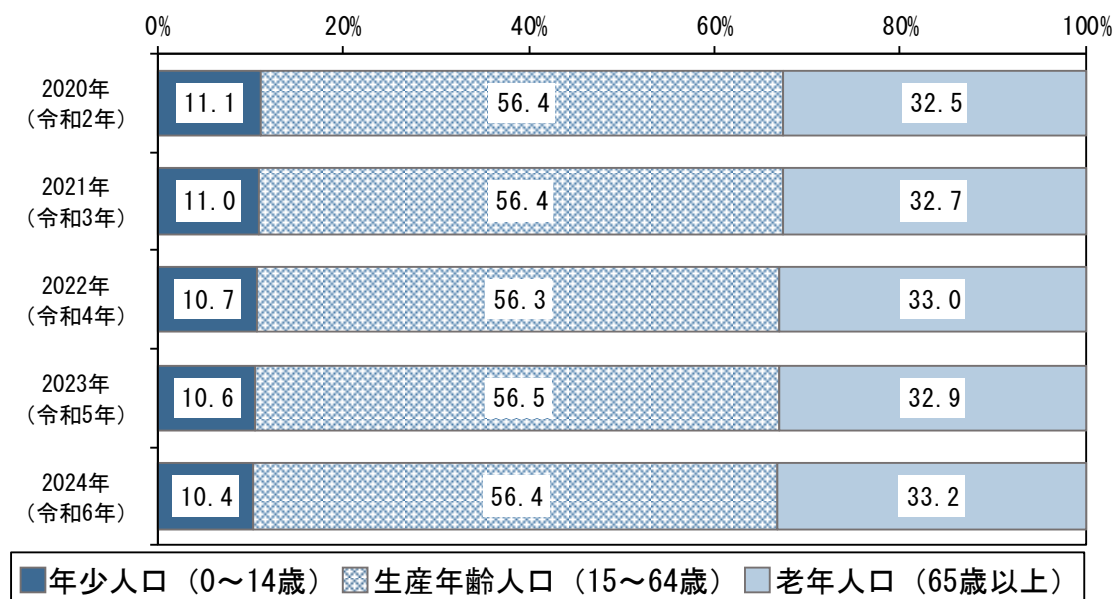
② 将来人口・年齢別人口の推計

コーホート変化率法によって人口を推計すると、今後も人口は減少し続けるものと予測され、2024（令和6）年には86,984人になることが予想されます。また、年少人口についても減少すると予測され、年少人口の割合は2024（令和6）年には10.4%になると予測されます。

◆将来人口の推計



◆年齢3区分別人口の推計

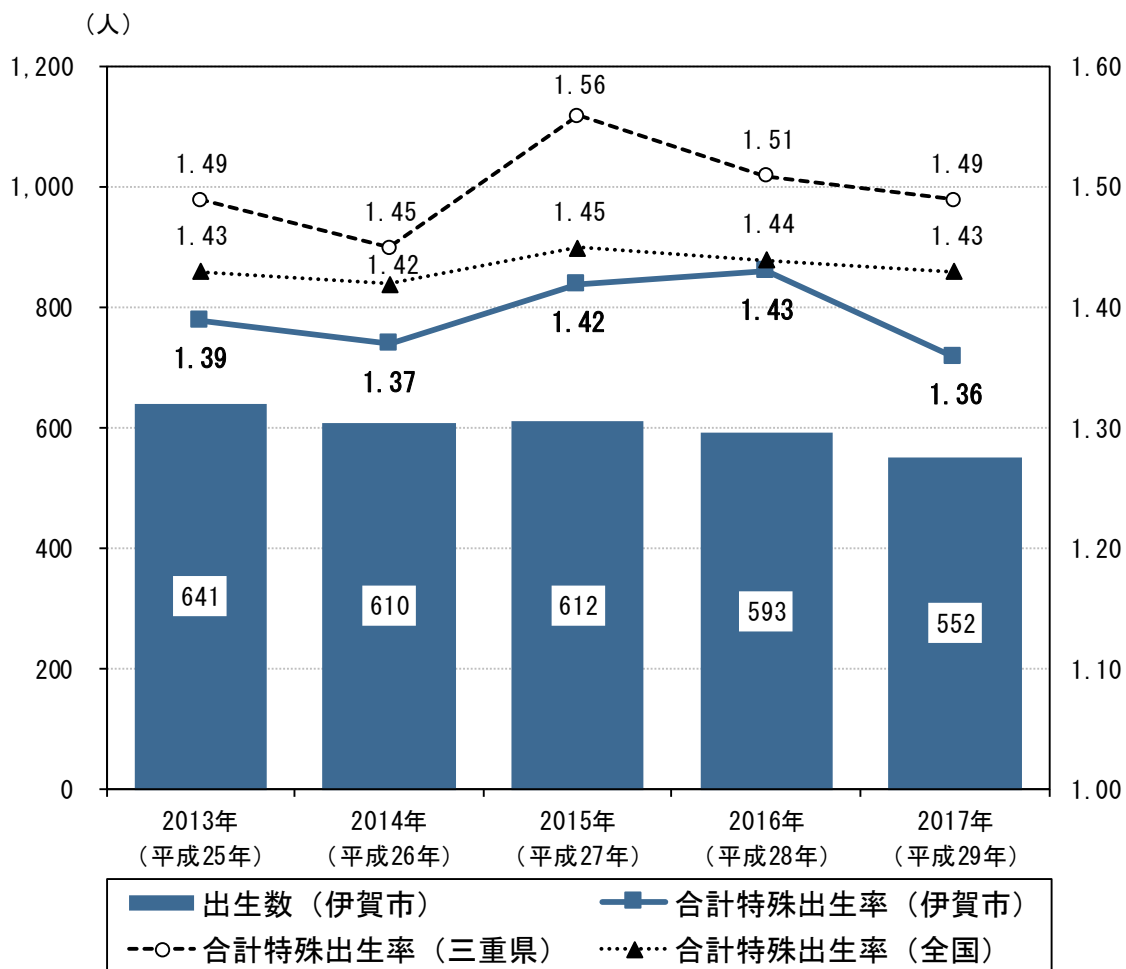


資料：住民基本台帳（2015（平成27）～2019（平成31）年4月1日現在）をもとに
コーホート変化率法により推計

（２）出生数の推移

本市の出生数の推移をみると、2015（平成 27）年から減少傾向にあり、2017（平成 29）年で 552 人となっています。また、合計特殊出生率の推移をみると、2014（平成 26）年から 2016（平成 28）年にかけては増加していましたが、その後は減少し、2017（平成 29）年には 1.36 となっています。

◆出生数・合計特殊出生率の推移



資料：三重県の人口動態（三重県健康福祉総務課）

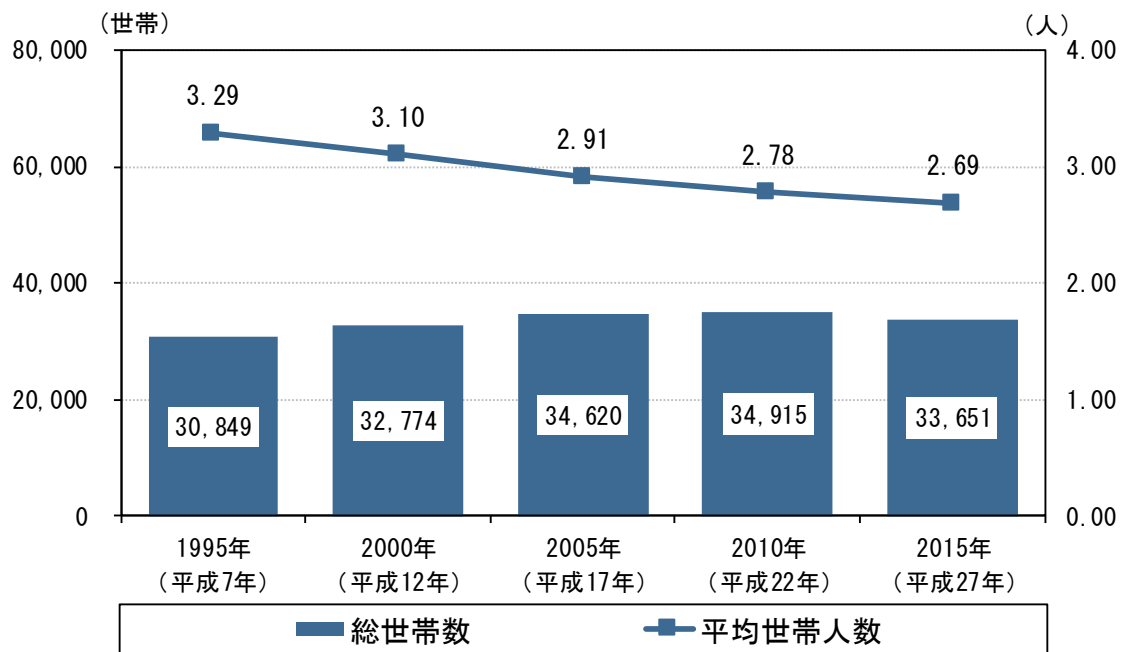
(3) 世帯の動向

① 世帯数と平均世帯員の推移

本市の世帯数は、2015（平成 27）年で 33,651 世帯となっています。

また、1 世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、2015（平成 27）年には 2.69 人となっています。

◆世帯数と平均世帯人員の推移

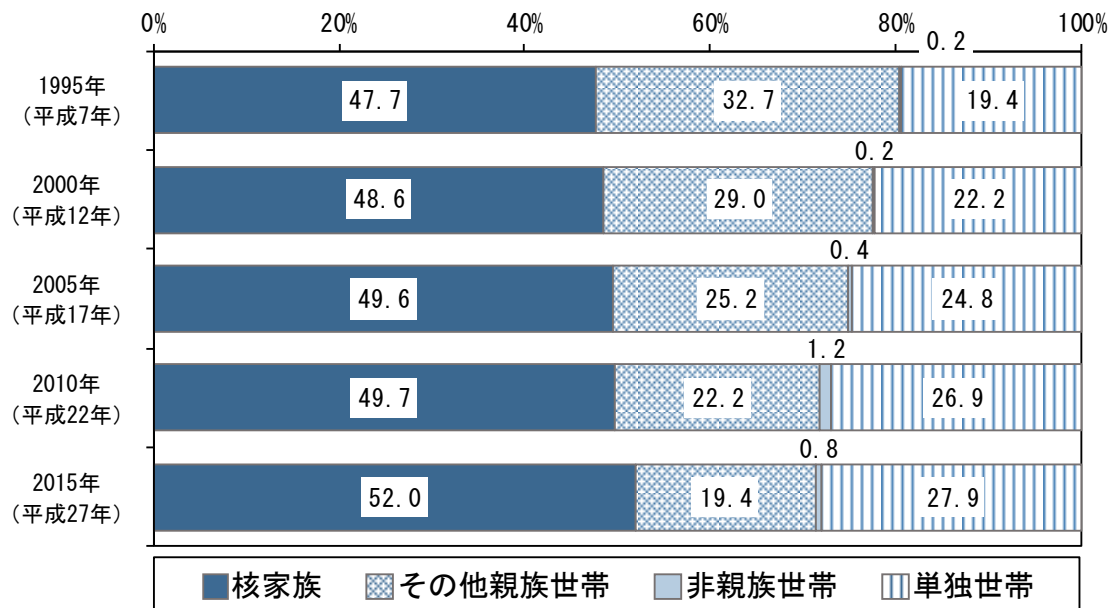


資料：国勢調査

② 世帯構成の推移

本市の世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多く、増加傾向にあります。また、単独世帯についても増加傾向にあり、世帯規模の縮小傾向が進行していることがうかがえます。

◆世帯構成の推移



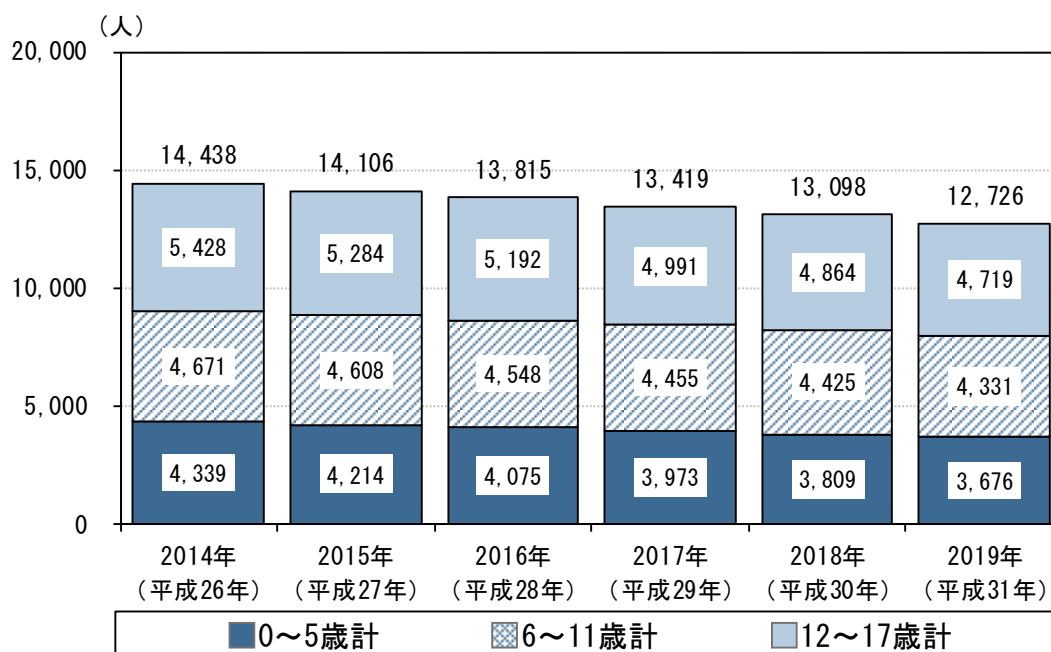
資料：国勢調査

（４）子どもの人口の推移

① 子どもの人口の推移

本市の０～５歳、６～１１歳、１２～１７歳のそれぞれの人口は、いずれも減少しています。

◆子どもの人口（０～１７歳）の推移



単位：人

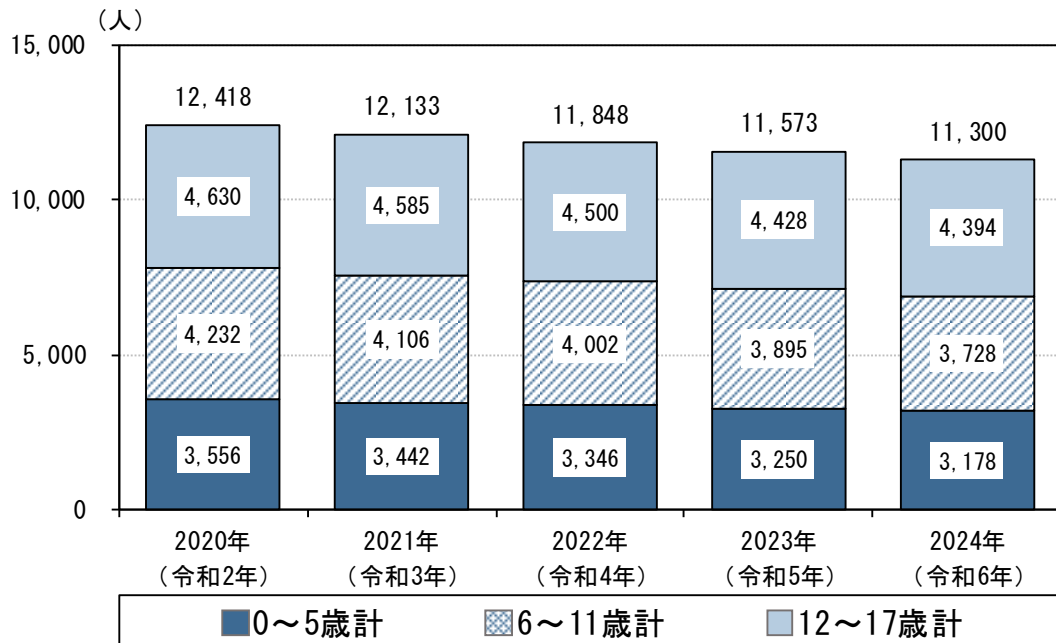
	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)
0歳	667	667	609	609	564	556
1歳	706	668	668	631	617	580
2歳	724	704	665	657	621	611
3歳	743	724	700	659	649	617
4歳	730	727	721	698	665	644
5歳	769	724	712	719	693	668
6歳	769	765	719	700	722	679
7歳	769	763	767	712	700	723
8歳	762	762	762	768	710	703
9歳	784	756	765	757	761	708
10歳	785	778	754	765	758	764
11歳	802	784	781	753	774	754
0～5歳計	4,339	4,214	4,075	3,973	3,809	3,676
6～11歳計	4,671	4,608	4,548	4,455	4,425	4,331
合計	9,010	8,822	8,623	8,428	8,234	8,007

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

② 子どもの人口の推計

コーホート変化率法によって推計すると、本市の子どもの人口は今後も減少していくことが予測されます。

◆子どもの人口（0～17歳）の推計



単位：人

	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
0歳	544	529	515	505	492
1歳	572	560	545	531	521
2歳	574	566	554	539	525
3歳	607	570	562	550	535
4歳	612	602	565	557	545
5歳	647	615	605	568	560
6歳	654	633	602	592	555
7歳	680	655	634	603	593
8歳	726	683	658	637	606
9歳	701	724	681	656	635
10歳	711	704	727	684	659
11歳	760	707	700	723	680
0～5歳計	3,556	3,442	3,346	3,250	3,178
6～11歳計	4,232	4,106	4,002	3,895	3,728
合計	7,788	7,548	7,348	7,145	6,906

資料：コーホート変化率法による推計結果

6. 就業の状況

(1) 就業人口の動向

① 産業人口の動向

本市の就業人口をみると、男性・女性いずれも減少傾向にあり、産業分類別でみると、女性では、第3次産業が2015（平成27）年で67.1%で、2005（平成17）年、2010（平成22）年に比べて割合が高くなっています。

◆産業人口の動向

単位：人・%

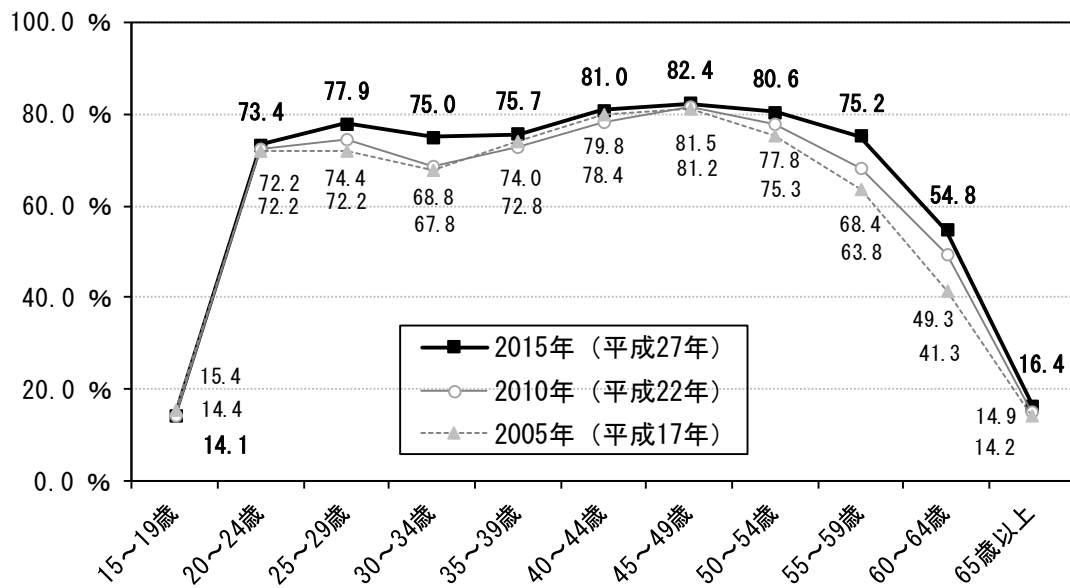
	男性			女性		
	2005 年 (平成 17 年)	2010 年 (平成 22 年)	2015 年 (平成 27 年)	2005 年 (平成 17 年)	2010 年 (平成 22 年)	2015 年 (平成 27 年)
総数	28,852	27,153	25,301	21,144	20,457	19,436
第1次産業	8.2	5.7	6.6	6.6	4.3	4.9
第2次産業	46.2	44.4	48.2	28.1	25.0	26.1
第3次産業	44.7	42.0	43.6	64.6	62.7	67.1
分類不能	0.9	7.8	1.6	0.8	8.1	2.0

資料：国勢調査

② 女性の年齢別労働力率

本市の女性の年齢別労働力率をみると、20歳以上で労働力率が上昇し、現在も30歳代前後が低くなる「M字カーブ」を描いていますが、前後の年代との差は少なくなっており、30歳代の労働力率が上がってきていることが分かります。

◆女性の年齢5歳階級別労働力率（15歳以上）



資料：国勢調査

7. 伊賀市の子どもと子育て家庭の概況

(1) 就学前児童の状況

本市の就学前児童の状況について、教育・保育施設に通わずに在宅で過ごしている児童については、0歳児で88.3%、1歳児で52.8%、2歳児で37.8%となっており、3歳児以上では保育所（園）、幼稚園、認定こども園に通っている児童は9割以上となっています。

◆就学前児童の状況

単位：人

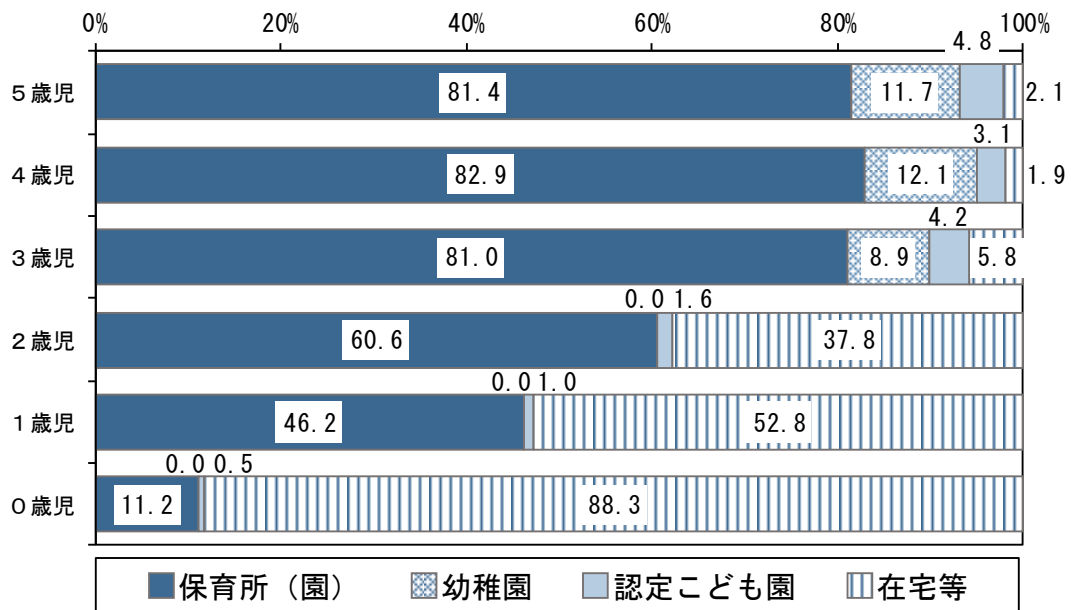
	1号			2号			3号		
	5歳児	4歳児	3歳児	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児
公立保育所（園）	0	0	0	255	248	226	178	133	30
私立保育所（園）	0	0	0	289	286	274	192	135	32
公立幼稚園	50	46	32	0	0	0	0	0	0
私立幼稚園	28	32	23	0	0	0	0	0	0
公立認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立認定こども園	21	9	18	11	11	8	10	6	3
利用計	99	87	73	555	545	508	380	274	65
住民基本台帳登録人口	668	644	617	668	644	617	611	580	556

単位：人

	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	合計
公立保育所（園）	255	248	226	178	133	30	1,070
私立保育所（園）	289	286	274	192	135	32	1,208
公立幼稚園	50	46	32	0	0	0	128
私立幼稚園	28	32	23	0	0	0	83
公立認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
私立認定こども園	32	20	26	10	6	3	97
利用計	654	632	581	380	274	65	2,586
在宅等	14	12	36	231	306	491	1,090
住民基本台帳登録人口	668	644	617	611	580	556	3,676

資料：保育幼稚園課 就学前児童数は、住民基本台帳人口(2019(平成31)年4月1日現在)

就園児数は2019(平成31)年4月1日現在。幼稚園、認定こども園は市外児童を含まない。保育所は受託児童を含まず、委託児童は含む。在宅等は、住民基本台帳登録人口から就園児数を差引いたもの。



（２）アンケート調査からみる子育ての状況

本市では、教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況や希望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

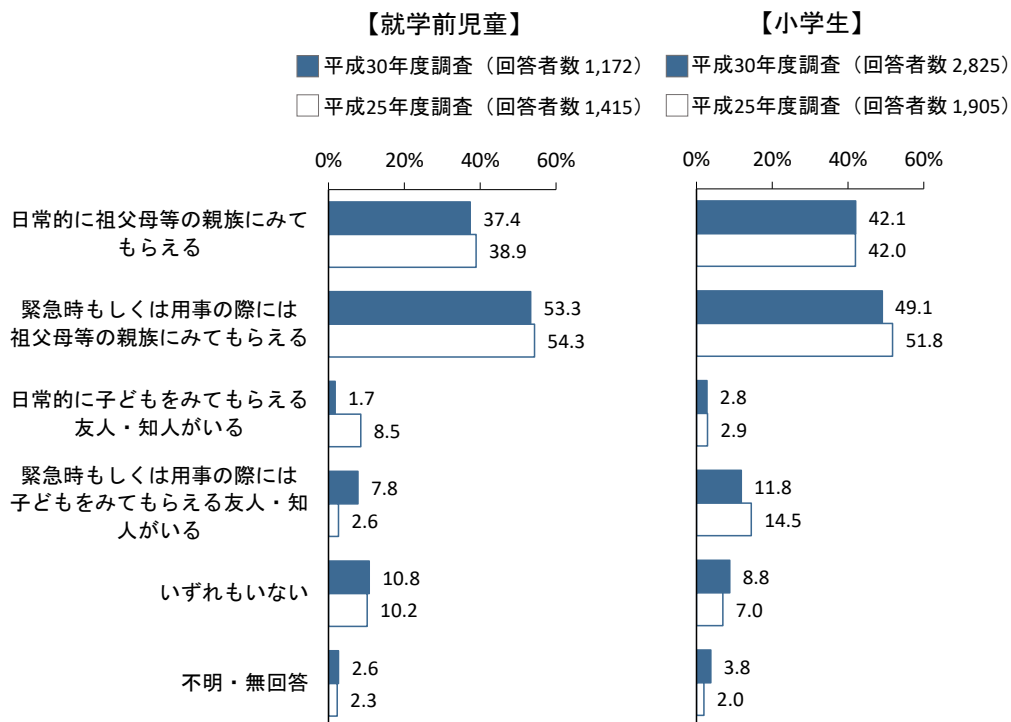
◆調査の概要

	就学前児童	小学生	中学生
調査地域	市内全域	市内全域	市内全域
調査対象	市内在住の就学前のお子さんの保護者 2,500人	市内在住の小学生の保護者 3,380人	市内在住の中学生の保護者 2,026人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	全数を対象	全数を対象
調査方法	郵送による配布、回収	学校を通じて直接配布・回収	学校を通じて直接配布・回収
調査期間	平成30年12月3日～平成31年1月4日	平成30年12月～平成31年1月	平成30年12月～平成31年1月
有効回答数	1,172件	2,825件	1,759件
回収率	46.9%	83.6%	86.8%

① 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人（就学前児童・小学生）

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について、「緊急時又は用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が就学前児童・小学生で約5割となっています。

◆日頃、子どもをみてもらえる親族・知人

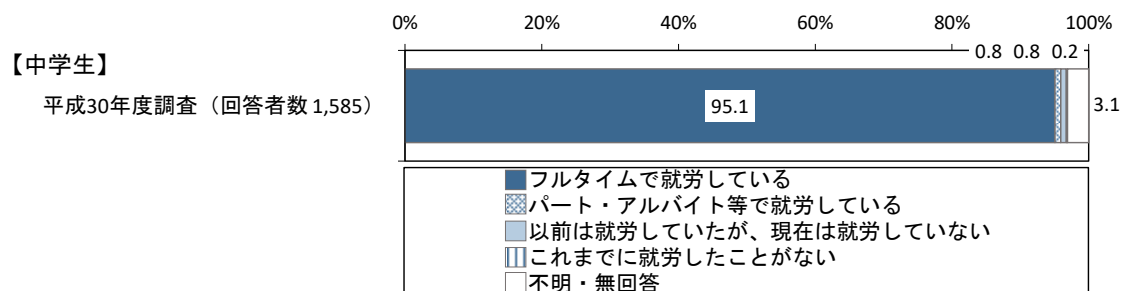
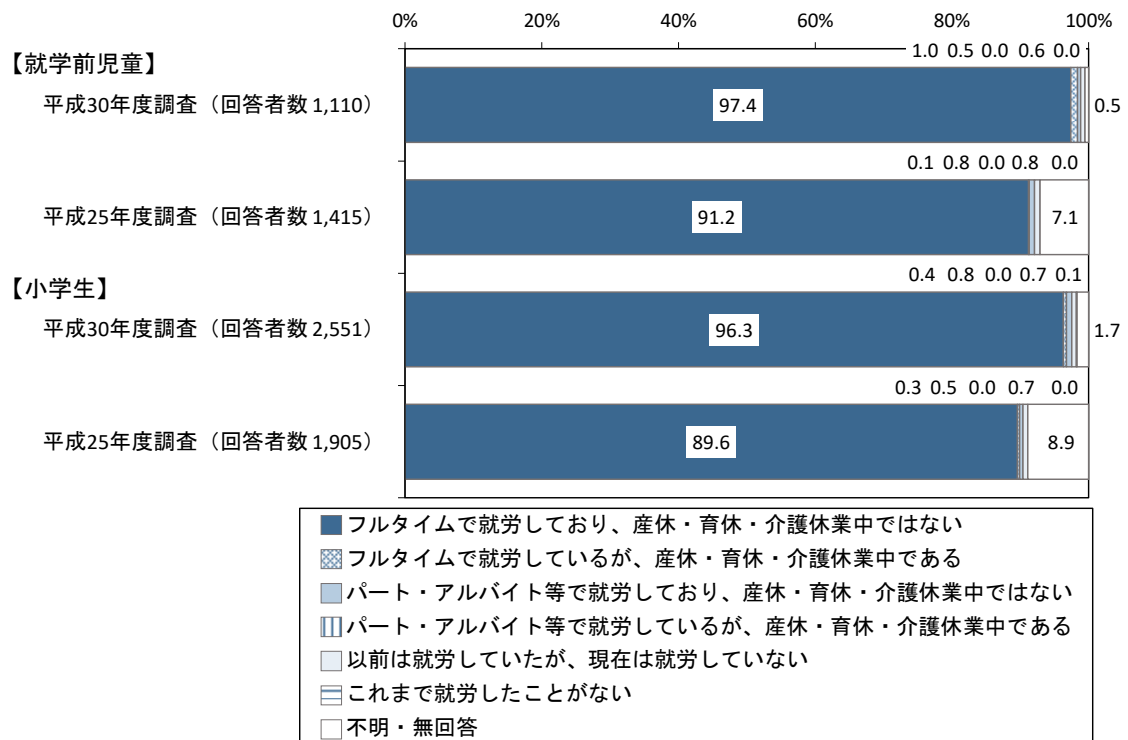


② 保護者の就労状況

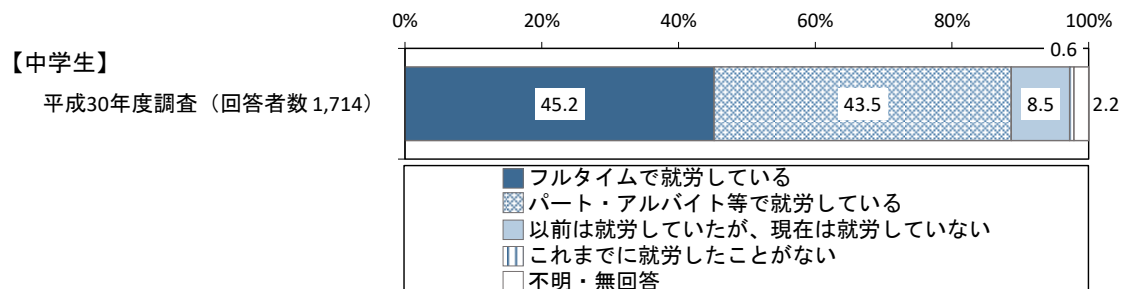
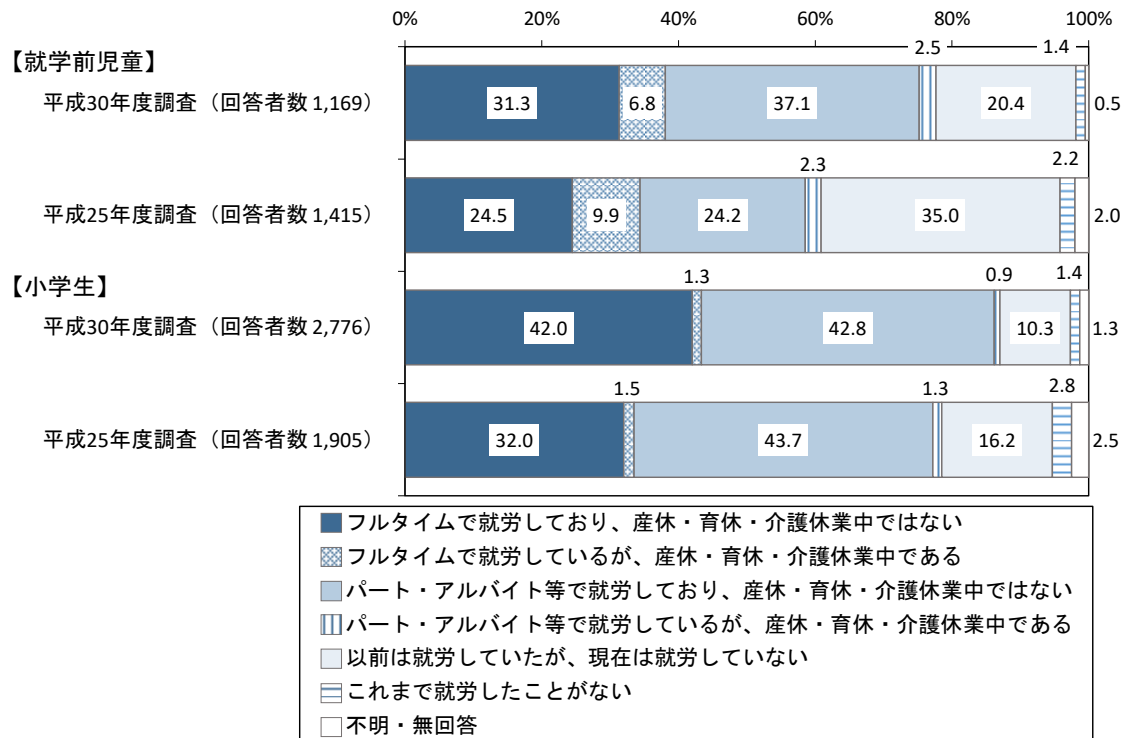
父親の就労状況については、就学前、小学生、中学生いずれも9割以上の方がフルタイムで就労しています。また、母親の就労状況について、平成25年度調査と比較すると、就学前児童では、就労していない人の割合が減少し、就労している人の割合が増加しています。

また、小学生では、就労していない人の割合が平成25年度調査より減少し、フルタイムで就労している人の割合が増加しています。

◆父親の就労状況



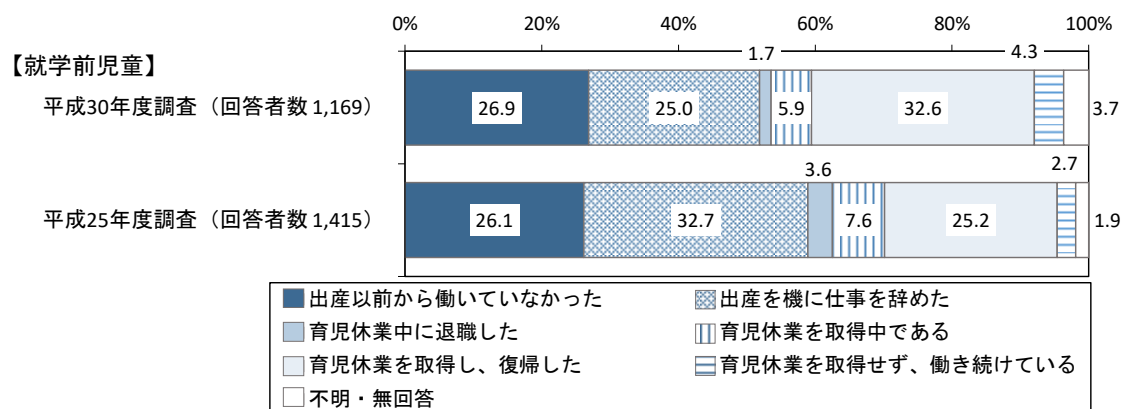
◆母親の就労状況



③ 育児休業について（就学前児童）

母親の育児休業の取得状況については、出産を機に仕事を辞めた人の割合が減少し、育児休業を取得した（している）人の割合が増加しています。

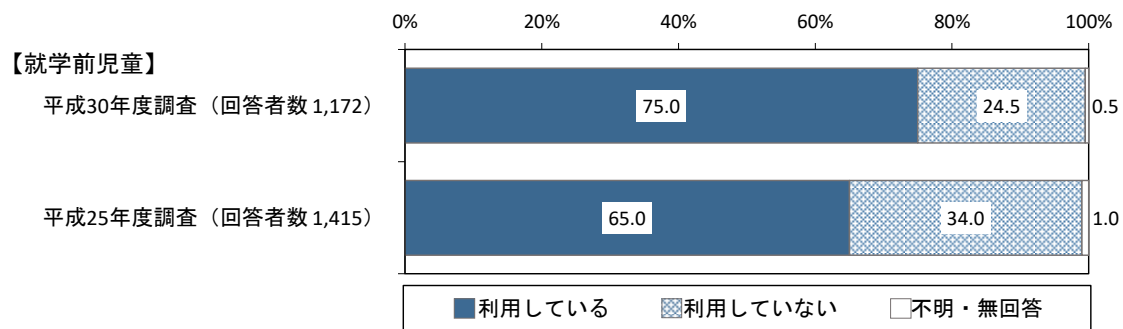
◆母親の育児休業の取得状況



④ 定期的な教育・保育の事業の利用状況（就学前児童）

定期的な教育・保育の事業の利用状況については、「利用している」が75.0%、「利用していない」が24.5%となっており、平成25年度調査と比較すると、利用している人が増加しています。

◆ 定期的な教育・保育の事業の利用状況

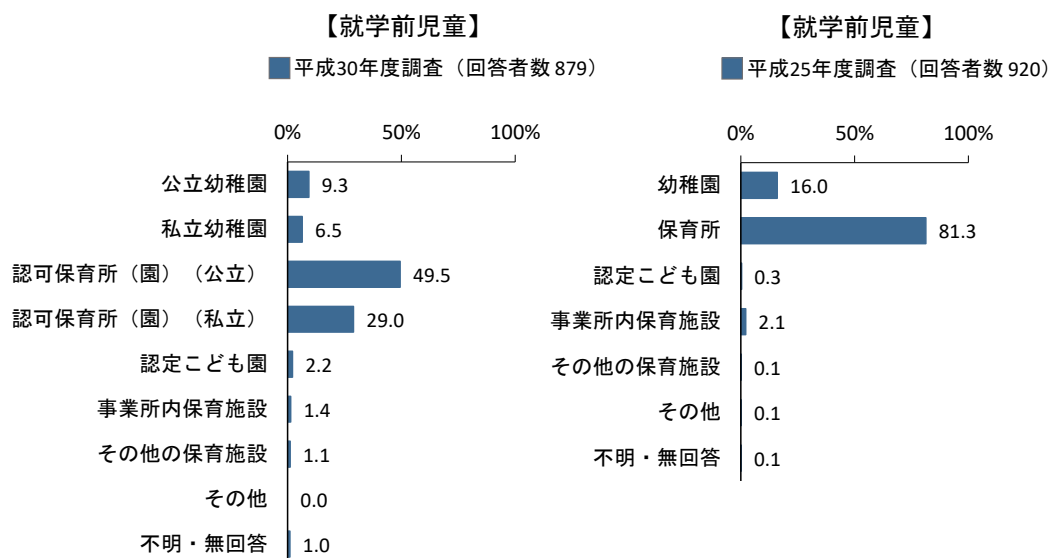


⑤ 定期的な教育・保育事業の利用について（就学前児童）

平日の昼間、定期的にご利用している教育・保育事業については、「認可保育所（園）（公立）」が49.5%で最も高く、次いで「認可保育所（園）（私立）」が29.0%、「公立幼稚園」が9.3%と続いています。

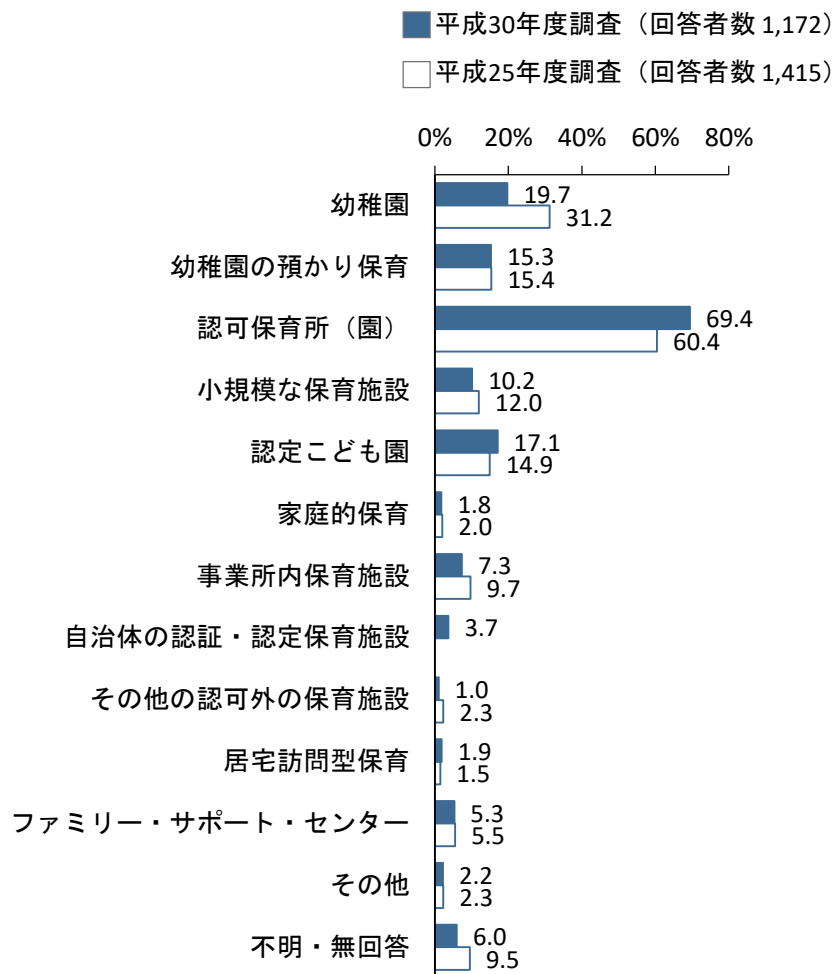
また、平日に定期的にご利用したい教育・保育事業については、「認可保育所（園）」が69.4%で最も高く、次いで「幼稚園」が19.7%、「認定こども園」が17.1%と続いています。

◆ 定期的な教育・保育事業の利用状況



◆ 定期的な教育・保育事業の利用希望

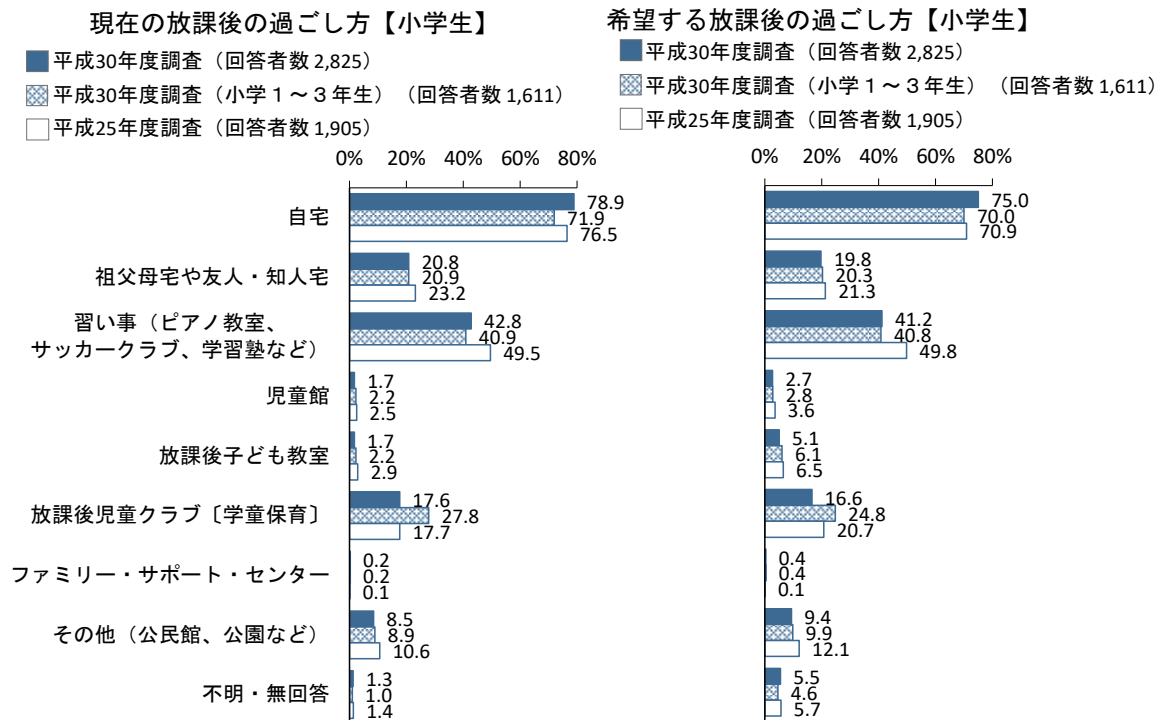
【就学前児童】



⑥ 放課後の過ごし方について（小学生）

現在の放課後の過ごし方については、「自宅」が78.9%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が42.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」が20.8%と続いており、希望する放課後の過ごし方については、「自宅」が75.0%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が41.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が19.8%と続いています。

◆放課後の過ごし方



⑦ 本市における子どもをとりまく貧困に関する状況

ⅰ) 本調査における「生活困難層」の推定について

貧困の指標として、所得を基準とした相対的貧困率がありますが、これには現物給付や、貯蓄や持家といった資産、負債などが反映されていないため、この指標だけでは生活水準そのものを示しているとは言えません。また、自記式の調査であるため、把握できる世帯所得の精緻度が限られています。そのため、生活に必要な物やサービスを、経済的な理由で享受することができない状態（物質的剥奪状態）にあるかどうかを測定し、その結果をもってその人の生活水準を測る指標を追加します。

本調査では、子どもの「生活困難層」の推定について、以下の3つの要素に基づいて分類しています。

（ア）低所得

「低所得」は、世帯所得を、世帯人数の平方根で割った値（等価可処分所得：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）が、厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査」から算出される基準未満（世帯所得の中央値（442万円）を同年調査の平均世帯人数（2.47人）の平方根で除した値の50%（140.6万円））の世帯とします。

なお、国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合のことです。貧困線とは、等価可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額をいい、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき算出されています。

（イ）家計の逼迫

「家計の逼迫」は、家計のなかで大きな比重を占め、これらの欠乏により、基本的な生活水準を保つことが難しいと考えられる公共料金や食料・衣類の費用が捻出できない状況と定義し、経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上が該当する世帯を対象とします。

- | | | |
|---------------------|--------|--------|
| 1 電話料金 | 2 電気料金 | 3 ガス料金 |
| 4 水道料金 | 5 家賃 | |
| 6 家族が必要とする食料が買えなかった | | |
| 7 家族が必要とする衣類が買えなかった | | |

(ウ) 子どもの体験や所有物の欠如

「子どもの体験や所有物の欠如」は、大多数の子どもが一般的に享受していると考えられる経験や物品で、子どもの体験や所有物などに関する 15 項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が 3 つ以上該当する世帯を対象とします。

- 1 海水浴に行く
- 2 博物館・科学館・美術館などに行く
- 3 キャンプやバーベキューに行く
- 4 スポーツ観戦や劇場に行く
- 5 遊園地やテーマパークに行く
- 6 毎月お小遣いを渡す
- 7 毎年新しい洋服・靴を買う
- 8 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる
- 9 学習塾に通わせる（又は家庭教師に来てもらう）
- 10 お誕生日のお祝いをする
- 11 1年に1回くらい家族旅行に行く
- 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
- 13 子どもの年齢に合った本
- 14 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ
- 15 子どもが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所

ii) 本調査における「生活困難層」の推定について

生活困難層のうち、2 つ以上の要素に該当する層を「困窮層」、いずれか 1 つの要素に該当する層を「周辺層」、いずれの要素にも該当しない層を「一般層」と定義します。

◆生活困難層の推定について

困窮層	3 つに該当	①低所得＋②家計の逼迫＋③子どもの体験や所有物の欠如
	2 つに該当	①低所得＋②家計の逼迫
		①低所得＋③子どもの体験や所有物の欠如
		②家計の逼迫＋③子どもの体験や所有物の欠如
周辺層	1 つに該当	①低所得のみ
		②家計の逼迫のみ
		③子どもの体験や所有物の欠如のみ
一般層	該当しない	いずれの要素にも該当しない

iii) 生活困難層の割合

◆生活困難層の割合

単位：％

	全体	就学前児童	小学生	中学生
生活困難層	23.5	21.1	23.5	25.2
困窮層	8.7	5.5	8.9	10.9
周辺層	14.7	15.6	14.6	14.3
一般層	76.5	78.9	76.5	74.8

◆「低所得」「家計の逼迫」「子どもの体験や所有物の欠如」の割合

単位：％

	全体	就学前児童	小学生	中学生
①低所得	12.9	13.3	13.0	12.6
②家計の逼迫	7.6	6.4	7.4	8.8
③子どもの体験や所有物の欠如	13.0	7.4	13.4	16.4

◆世帯類型別生活困難層の割合

単位：％

	母子世帯	父子世帯	ふたり親世帯
生活困難層	66.2	39.7	19.0
困窮層	36.2	15.9	5.9
周辺層	30.1	23.8	13.1
一般層	33.8	60.3	81.0

◆世帯類型別「低所得」「家計の逼迫」「子どもの体験や所有物の欠如」の割合

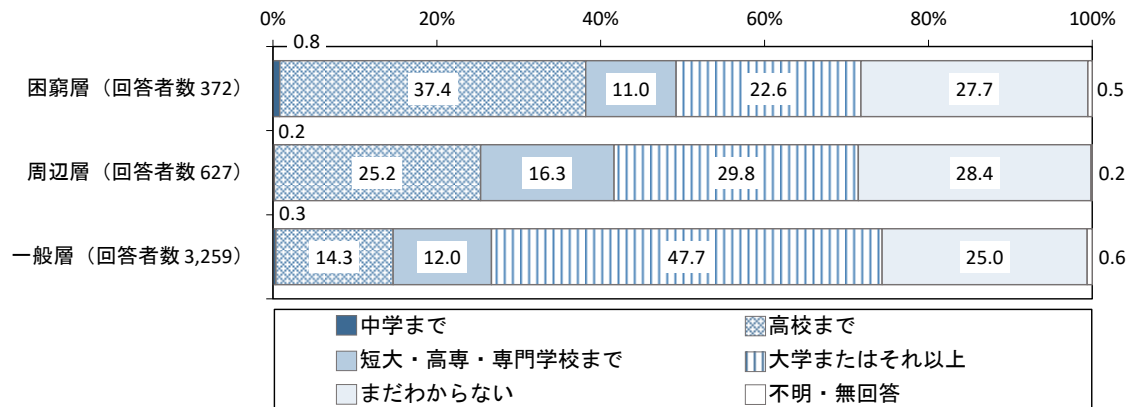
単位：％

	母子世帯	父子世帯	ふたり親世帯
①低所得	54.5	19.3	8.8
②家計の逼迫	20.3	15.7	6.2
③子どもの体験や所有物の欠如	36.9	20.8	10.4

iv) 生活困難層の現状

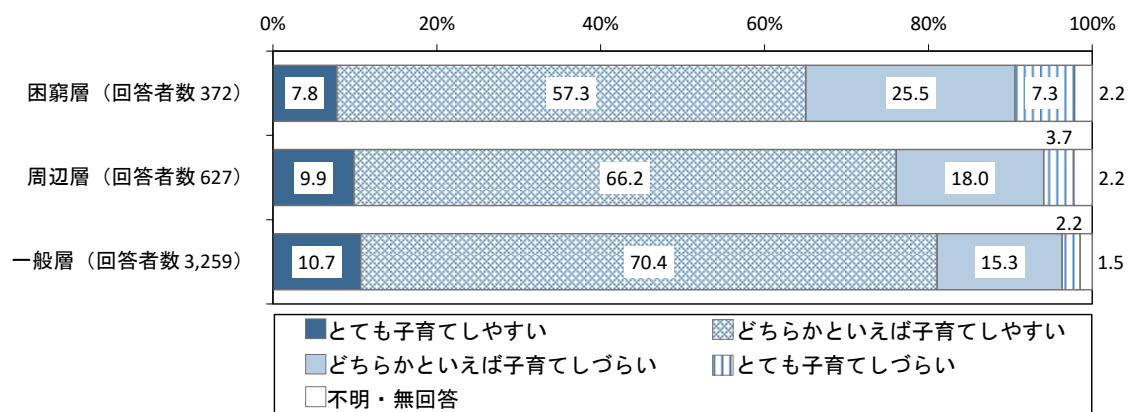
子どもに対する進学意向について、困窮層では「高校まで」が 37.4%で最も高く、次いで「大学またはそれ以上」が 22.6%、「まだわからない」が 27.7%と続いており、「高校まで」では、周辺層（25.2%）、一般層（14.3%）に比べて割合が高くなっています。

◆子どもに対する進学意向



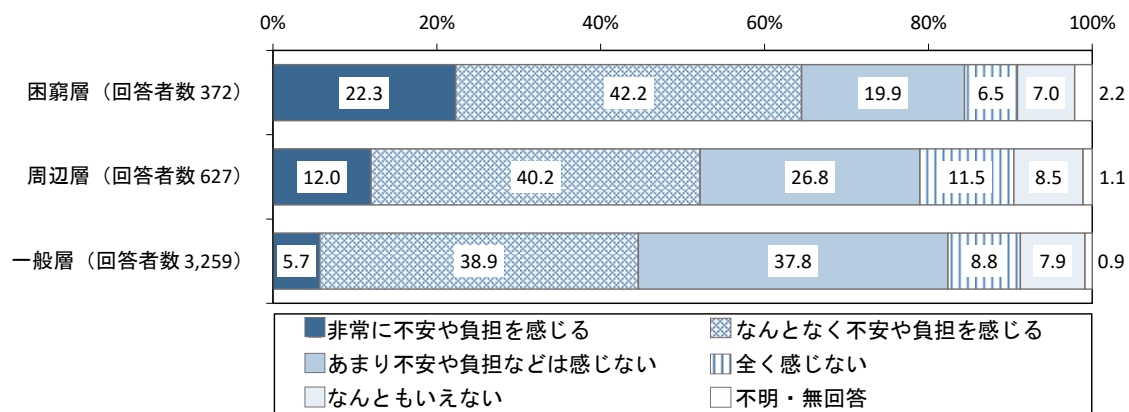
地域の子育てのしやすさについて、困窮層では子育てしづらいと感じている人が、周辺層、一般層に比べて割合が高くなっています。

◆地域の子育てのしやすさ



子育てに関する不安感・負担感について、困窮層では不安や負担を感じる人は約6割で、周辺層、一般層に比べて割合が高くなっています。

◆子育てに関する不安感・負担感



（３）児童虐待の状況

本市の児童虐待の対応件数は、2014（平成 26）年度以降概ね増加しており、2018（平成 30）年度は 202 件となっています。また、虐待の行為別では、心理的虐待、身体的虐待、ネグレクトが多く、被虐待児は小学生以下が特に多くなっています。

◆虐待の行為別

単位：件

	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)
身体的虐待	37	45	50	80	62
性的虐待	2	1	1	3	1
ネグレクト	22	44	33	25	34
心理的虐待	41	58	36	48	105
合計	102	148	120	156	202

資料：こども未来課

◆被虐待児年齢

単位：人

	2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)
0 歳	9	10	6	10	13
1 歳～就学前	48	52	55	71	78
小学生	41	59	39	57	83
中学生	2	16	13	15	21
その他	2	11	7	3	7
合計	102	148	120	156	202

資料：こども未来課

8. 伊賀市における主な子育て支援の取り組み

(1) 第1期計画の評価

第1期計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

① 教育・保育事業

児童数が減少しているなか、保育ニーズは高まっており、特に3歳未満の児童の保育ニーズが高く、保育利用率が増加しています。今後は、保育士の確保など受入れ体制の充実が課題となっています。

◆教育・保育事業の進捗状況

単位：人

		1号認定※				2号認定		3号認定			
		①量の見込み	②確保方策	施設 特定教育・保育	幼稚園 確認を受けない	①量の見込み	②確保方策	①量の見込み	②確保方策	施設 特定教育・保育	事業 特定地域型保育
2015年度 (平成27年度)	計画値(A)	570	540	216	324	1,541	2,045	983	1,081	1,081	0
	実績値(B)	336	540	220	320	1,747	1,974	763	1,081	1,081	0
	B-A	▲234	0	4	▲4	206	▲71	▲220	0	0	0
2016年度 (平成28年度)	計画値(A)	557	540	216	324	1,521	2,045	957	1,081	1,081	0
	実績値(B)	324	540	220	320	1,747	1,891	745	1,054	1,054	0
	B-A	▲233	0	4	▲4	226	▲154	▲212	▲27	▲27	0
2017年度 (平成29年度)	計画値(A)	537	540	216	324	1,485	2,045	933	1,081	1,081	0
	実績値(B)	307	410	290	120	1,694	1,905	785	1,056	1,056	0
	B-A	▲230	▲130	74	▲204	209	▲140	▲148	▲25	▲25	0
2018年度 (平成30年度)	計画値(A)	302	410	286	124	1,650	1,873	913	1,063	1,063	0
	実績値(B)	283	410	290	120	1,681	1,877	782	1,059	1,059	0
	B-A	▲19	0	4	▲4	31	4	▲131	▲4	▲4	0
2019年度 (平成31年度)	計画値(A)	290	410	286	124	1,583	1,873	895	1,063	1,063	0
	実績値(B)	270	395	395	0	1,611	1,845	722	1,051	1,051	0
	B-A	▲20	▲15	109	▲124	28	▲28	▲173	▲12	▲12	0

各年度4月1日現在

※2号認定のうち、教育ニーズ（幼児期の学校教育の利用希望が強い者）を含む

◆保育利用率

単位：％

	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			2017 年度 (平成 29 年度)			2018 年度 (平成 30 年度)			2019 年度 (平成 31 年度)		
	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A
0 歳児	29.9	33.8	3.9	29.9	36.1	6.2	29.9	35.9	6.0	29.9	38.8	8.9	29.9	39.3	9.4
1・2 歳児	57.9	62.3	4.4	57.9	62.5	4.6	57.9	64.9	7.0	57.9	67.8	9.9	57.9	69.8	11.9

② 地域子ども・子育て支援事業

時間外保育事業（延長保育事業）、一時預かり事業、病児・病後児保育事業については、計画値と実績値の乖離が大きく、目標値の設定方法等を検討する必要があります。

放課後児童健全育成事業については、児童数が減少しているなか、利用実績人数はそれほど減ることなく推移しています。母親の就業率が増えている現状を踏まえて、未設置校区への設置に向けた協議、大規模小学校校区の高学年の受入拡大への対応を検討していく必要があります。

◆時間外保育事業（延長保育事業）

	単位	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			2017 年度 (平成 29 年度)			2018 年度 (平成 30 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A
①量の見込み	人日	132	21	▲111	129	17	▲112	125	19	▲106	121	16	▲105
②確保方策	人日	187	21	▲166	187	17	▲170	187	19	▲168	187	16	▲171

各年度 3 月 31 日現在

◆放課後児童健全育成事業

	単位	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			2017 年度 (平成 29 年度)			2018 年度 (平成 30 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A
①量の見込み	人	712	729	17	701	720	19	692	713	21	750	706	▲44
低学年	人	409	634	225	402	655	253	396	637	241	675	617	▲58
高学年	人	303	95	▲208	299	65	▲234	296	76	▲220	75	89	14
②確保方策	人	650	670	20	690	720	30	720	740	20	750	740	▲10

各年度 3 月 31 日現在

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）

	単位	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			2017 年度 (平成 29 年度)			2018 年度 (平成 30 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A
①量の見込み	人日	0	0	0	0	14	14	0	3	3	14	17	3
②確保方策	人日	0	0	0	0	14	14	0	3	3	14	17	3

各年度 3 月 31 日現在

◆地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

	単位	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			2017 年度 (平成 29 年度)			2018 年度 (平成 30 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A
①量の見込み	人回	4,471	39,655	35,184	4,353	38,000	33,647	4,248	36,693	32,445	4,157	33,728	29,571
②確保方策	か所	9	9	0	9	9	0	9	8	▲1	9	8	▲1

各年度 3 月 31 日現在

◆一時預かり事業（幼稚園型）

	単位	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			2017 年度 (平成 29 年度)			2018 年度 (平成 30 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A
①量の見込み	人日	14,771	6,642	▲8,129	14,436	8,882	▲5,554	13,920	8,353	▲5,567	13,350	8,431	▲4,919
②確保方策	人日	14,868	6,642	▲8,226	14,868	8,882	▲5,986	14,868	8,353	▲6,515	14,868	8,431	▲6,437

各年度 3 月 31 日現在

◆幼稚園型を除く一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター事業含む）

	単位	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			2017 年度 (平成 29 年度)			2018 年度 (平成 30 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A
①量の見込み	人日	13,539	4,663	▲8,876	13,201	3,600	▲9,601	12,827	3,399	▲9,428	12,461	2,969	▲9,492
②確保方策	人日	13,220	4,663	▲8,557	13,220	3,600	▲9,620	13,220	3,399	▲9,821	13,220	2,969	▲10,251
一時預かり 事業	人日	12,220	4,440	▲7,780	12,220	3,515	▲8,705	12,220	3,245	▲8,975	12,220	2,397	▲9,823
ファミリ ー・サポ ー・センタ ー事業	人日	1,000	223	▲777	1,000	85	▲915	1,000	154	▲846	1,000	572	▲428

各年度 3 月 31 日現在

◆病児・病後児保育事業

	単位	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			2017 年度 (平成 29 年度)			2018 年度 (平成 30 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A
①量の見込み	人日	834	151	▲683	814	286	▲528	789	237	▲552	764	162	▲602
②確保方策	人日	740	151	▲589	740	286	▲454	745	237	▲508	745	162	▲583
病児保育事業	人日	730	151	▲579	730	284	▲446	730	236	▲494	730	161	▲569
ファミリー・サポート・センター事業	人日	10	0	▲10	10	2	▲8	15	1	▲14	15	1	▲14

各年度 3 月 31 日現在

◆ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

	単位	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			2017 年度 (平成 29 年度)			2018 年度 (平成 30 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A
①量の見込み	人日	8	28	20	8	9	1	8	8	0	8	8	0
②確保方策	人日	10	28	18	10	9	▲1	10	8	▲2	10	8	▲2

各年度 3 月 31 日現在

◆利用者支援事業

	単位	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			2017 年度 (平成 29 年度)			2018 年度 (平成 30 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A
①量の見込み	か所	1	0	▲1	1	1	0	1	1	0	1	1	0
②確保方策	か所	1	0	▲1	1	1	0	1	1	0	1	1	0

各年度 3 月 31 日現在

◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

	単位	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			2017 年度 (平成 29 年度)			2018 年度 (平成 30 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A
①量の見込み	件	650	614	▲36	630	625	▲5	620	595	▲25	600	564	▲36
②確保方策	件	650	614	▲36	630	625	▲5	620	595	▲25	600	564	▲36

各年度 3 月 31 日現在

◆養育支援訪問事業

	単位	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			2017 年度 (平成 29 年度)			2018 年度 (平成 30 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A
①量の見込み	件	120	77	▲43	120	98	▲22	110	183	73	110	165	55
②確保方策	件	120	77	▲43	120	98	▲22	110	183	73	110	165	55

各年度 3 月 31 日現在

◆妊婦健康診査

	単位	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			2017 年度 (平成 29 年度)			2018 年度 (平成 30 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A	計画 (A)	実績 (B)	B-A
①量の見込み	人	660	657	▲3	650	617	▲33	630	595	▲35	610	572	▲38
	人回	9,240	7,538	▲1,702	9,100	7,227	▲1,873	8,820	7,266	▲1,554	8,540	7,002	▲1,538
②確保方策	人回	9,240	7,538	▲1,702	9,100	7,227	▲1,873	8,820	7,266	▲1,554	8,540	7,002	▲1,538

各年度 3 月 31 日現在

(2) 第1期計画の事業進捗状況

第1期計画で示された目標実現のための189の事業について、2018（平成30）年度における実績や進捗状況を検証し、下記の表の通り6段階（達成率）の基準で評価しました。なお、基本目標をまたぎ、重複している事業については、重複して勘定しています。

評価	判断基準（達成率）
A A	計画の内容を100%を超えて実施
A	計画の内容を100%実施
B	計画の内容を70%以上100%未満実施
C	計画の内容を50%以上70%未満実施
D	計画の内容を50%未満実施
E	計画の内容を未実施

① 地域における子育て支援事業の充実

55事業のうちA評価以上が29事業、52.7%となっています。

「一時保育（一時預かり）事業」「延長保育事業」「病児・病後児保育事業」は、アンケート調査から導いた目標値と実績値との隔たりが大きく、D評価となっています。また、「子育て包括支援センター事業」では、指標としていた事業を実施する中で、必要とされる一定の知識や専門的なスキルは、家庭の中で培われるべきとの参加者の意見を受け、その意向に沿った事業に変更したため、当該事業は未実施となり、E評価となっています。

基本施策	評価							合計
	A A	A	B	C	D	E	評価不可 事業終了	
1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供	4	12	2	0	2	0	1	21
1-2 児童の放課後の過ごし方への支援	3	1	7	1	0	0	1	13
1-3 地域における多様な子育て支援の充実	4	3	1	1	1	1	1	12
1-4 子育て家庭への経済的負担の軽減	2	0	7	0	0	0	0	9
合計	13	16	17	2	3	1	3	55

② 安心して子どもを生み育てられる子育て支援の体制づくり

59 事業のうち A 評価以上が 28 事業、47.5%となっています。

「産後ケア事業」「子育て支援ヘルパー派遣事業」は、利用希望等をふまえて目標値を設定しましたが、ニーズが少なかったため D 評価となっています。

基本施策	評価							合計
	A A	A	B	C	D	E	評価不可 事業終了	
2-1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進	6	7	15	1	2	0	1	32
2-2 小児救急医療体制の充実	0	1	1	0	0	0	4	6
2-3 子育ての相談・支援体制の充実	3	0	3	0	0	0	1	7
2-4 家庭や地域の教育力の向上	6	6	0	0	0	0	2	14
合計	15	14	19	1	2	0	8	59

③ 子どもの健全育成を推進するための体制づくり

63 事業のうち A 評価以上が 42 事業、66.7%となっています。

「児童虐待・DV 防止のための関係機関の連携強化」は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会を実施し、関係機関との連携を強化していますが、個別ケース検討会と同様な形での会議を開催し、そのなかで検討している事案が増加しており、伊賀市要保護児童及び DV 対策地域協議会の会議数が減少し、D 評価となっています。

また、「伊賀市自立支援教育訓練給付金事業」「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」は、利用希望者が少なく D 評価となっています。

基本施策	評価							合計
	A A	A	B	C	D	E	評価不可 事業終了	
3-1 子どもの人権擁護の推進	11	1	3	1	1	0	0	17
3-2 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	8	6	7	0	2	0	2	25
3-3 子育て交流の推進	4	6	0	1	0	1※	1	13
3-4 子どもが健やかに成長する環境づくり	2	4	1	0	0	0	1	8
合計	25	17	11	2	3	1	4	63

※前述の「1-3 地域における多様な子育て支援の充実」内にある事業「子育て包括支援センター事業」の再掲分

④ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

12 事業のうち A 評価以上が 5 事業、41.7%となっています。

「男性講座や出前講座の開催」は、申し込みに対しキャンセルが多いため C 評価となっています。

基本施策	評価							合計
	A A	A	B	C	D	E	評価不可 事業終了	
4－1 職業生活と家庭生活との両立支援	2	3	6	1	0	0	0	12
合計	2	3	6	1	0	0	0	12

(3) 保育所(園)・幼稚園・認定こども園などの状況

① 保育所(園)の状況

保育所(園)については、2019(平成31)年で公立16所(園)、私立14所(園)となっています。就学前児童数の減少に伴い、入所(園)児童数も減少していますが、保育ニーズに応じて統廃合や定員数の見直しを行い、2019(平成31)年の充足率は80.2%となっています。

◆保育所(園)の状況

単位：所(園)・人・%

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
公立保育所(園)数	20	18	17	16	16
私立保育所(園)数	14	14	14	14	14
定員数	3,055	2,945	2,910	2,885	2,845
入所(園)児童数	2,510	2,492	2,451	2,421	2,283
充足率	82.2	84.6	84.2	83.9	80.2
0歳児	65	63	66	71	62
1歳児	287	290	312	301	269
2歳児	411	392	392	393	372
3歳児	562	565	519	529	500
4歳児	596	586	576	542	534
5歳児	589	596	586	585	546

資料：保育幼稚園課(各年度4月1日現在)

※受託児童含む。委託児童含まない。

② 幼稚園の状況

幼稚園については、2019（平成 31）年で公立 1 園、私立 1 園となっています。就学前児童数の減少に伴い、入園児童数も減少しています。

◆幼稚園の状況

単位：園・人・％

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)
公立幼稚園数	1	1	1	1	1
私立幼稚園数	2	2	1	1	1
定員数	540	540	340	340	325
入園児童数	336	324	235	226	213
充足率	62. 2	60. 0	69. 1	66. 5	65. 5
3 歳児	91	95	65	68	55
4 歳児	118	115	87	79	80
5 歳児	127	114	83	79	78

資料：保育幼稚園課（各年度 4 月 1 日現在）

※市外児童含む。市外幼稚園に通う児童は除く。

③ 認定こども園の状況

認定こども園については、2019（平成 31）年で私立 1 園となっており、充足率は 80％台で推移しています。

◆認定こども園の状況

単位：園・人・％

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)
公立認定こども園	0	0	0	0	0
私立認定こども園	0	0	1	1	1
定員数			121	121	121
入園児童数			100	100	107
充足率			82. 6	82. 6	88. 4
0 歳児			0	1	3
1 歳児			5	6	6
2 歳児			10	11	10
3 歳児			30	26	29
4 歳児			23	35	24
5 歳児			32	21	35

資料：保育幼稚園課（各年度 4 月 1 日現在）

※市外児童含む

④ 認可外保育施設の状況

認可外保育施設については、2019（平成 31）年で企業主導型保育事業実施施設が 3 施設、事業所内保育施設が 7 施設となっています。

◆認可外保育施設の状況

単位：施設・人

		2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)
企業主導型 保育事業実 施施設	施設数	0	0	1	1	3
	利用者数			1	8	44
事業所内保 育施設	施設数	7	8	7	7	7
	利用者数	62	72	61	57	64

資料：保育幼稚園課（施設数は各年度 4 月 1 日現在、利用者数は各年度 3 月 31 日現在）

⑤ 待機児童の状況

待機児童については、2019（平成 31）年で 3 人となっています。

◆待機児童の状況

単位：人

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)
0 歳児	0	0	2	0	0
1 歳児	0	0	1	0	3
2 歳児	0	0	0	0	0
3 歳児	0	0	0	0	0
4 歳児	0	0	0	0	0
5 歳児	0	0	0	0	0
合計	0	0	3	0	3

資料：保育幼稚園課（各年度 4 月 1 日現在）

◆保育所（園）の申し込み状況

単位：人

	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)
申し込み児童数	2,524	2,518	2,518	2,503	2,390
定員	3,055	2,945	2,910	2,885	2,845
利用児童数	2,510	2,492	2,451	2,421	2,283

資料：保育幼稚園課（各年度 4 月 1 日現在）

⑥ 第3子以降保育料無償化の状況

第3子以降保育料無償化実績については、2018（平成30）年で対象児童数は392人となっています。

◆第3子以降保育料無償化の状況

単位：人

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)
対象児童数	467	418	408	392

資料：保育幼稚園課

2015（平成27）年度9月～：無償化

2016（平成28）年度4月～：第1子の年齢制限を撤廃

⑦ 小学校の状況

小学校については、21校あり、2019（平成31）年の児童数は合計4,289人となっています。

◆小学校の状況

単位：校・人

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
学校数	21	21	21	21	21
小学校児童数	4,563	4,476	4,401	4,371	4,289
1年生	755	710	697	715	676
2年生	758	756	706	693	718
3年生	752	753	756	704	695
4年生	748	749	749	750	702
5年生	772	741	750	748	752
6年生	778	767	743	761	746

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

⑧ 放課後児童クラブ（学童保育）・放課後子ども教室

放課後児童クラブ（学童保育）については、2019（平成 31）年で 20 か所となっています。児童数は減少傾向にありますが、利用者数は横ばいで推移し、特に小学 1 年の利用率は概ね増加しており、2019（平成 31）年の小学 1 年生の利用率は 42.3%となっています。

◆放課後児童クラブ（学童保育）の状況

単位：か所・人・%

		2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)
実施箇所数		17	19	19	19	20
小学 1 年生	児童数	755	710	697	715	676
	利用者数	257	271	256	253	286
	利用率	34.0	38.2	36.7	35.4	42.3
小学 2 年生	児童数	758	756	706	693	718
	利用者数	230	233	228	217	223
	利用率	30.3	30.8	32.3	31.3	31.1
小学 3 年生	児童数	752	753	756	704	695
	利用者数	147	151	153	147	148
	利用率	19.5	20.1	20.2	20.9	21.3
小学 4 年生	児童数	748	749	749	750	702
	利用者数	53	36	45	58	63
	利用率	7.1	4.8	6.0	7.7	9.0
小学 5 年生	児童数	772	741	750	748	752
	利用者数	31	21	21	21	20
	利用率	4.0	2.8	2.8	2.8	2.7
小学 6 年生	児童数	778	767	743	761	746
	利用者数	11	8	10	10	7
	利用率	1.4	1.0	1.3	1.3	0.9
利用者合計		729	720	713	706	747

資料：こども未来課（2019（平成 31 年）度見込みは、2019（平成 31）年 4 月 1 日現在、
その他の年度は、各年度 3 月 31 日現在）

◆放課後児童クラブ（学童保育）一覧

単位：人

クラブ名		定員
放課後児童クラブキッズうえの	上野西小学校	40
放課後児童クラブふたば	上野西小学校	70
放課後児童クラブフレンズうえの	上野東小学校	40
放課後児童クラブ第2フレンズうえの	上野東小学校	60
放課後児童クラブウイングうえの	府中小学校	40
放課後児童クラブ風の丘	友生小学校	60
放課後児童クラブ第2風の丘	友生小学校	60
中瀬放課後児童クラブ「ネバーランド」	中瀬小学校	30
新居放課後児童クラブ	新居小学校	30
三訪放課後児童クラブ	三訪小学校	25
放課後児童クラブ「げんきクラブ」	青山小学校	55
大山田放課後児童クラブ「あっとほうむ」	大山田小学校	30
阿山放課後児童クラブ「ポップコーン」	阿山小学校	50
壬生野放課後児童クラブ	壬生野小学校	40
柘植放課後児童クラブ	柘植小学校	30
西柘植放課後児童クラブ	西柘植小学校	20
島ヶ原放課後児童クラブ	島ヶ原小学校	20
成和西放課後児童クラブ	成和西小学校	20
成和東放課後児童クラブ	成和東小学校	30
いが放課後児童クラブ	民設民営	20
合計		770

資料：こども未来課（2019（平成 31）年 4 月 1 日現在）

◆放課後子ども教室一覧

クラブ名	
西柘植放課後子ども教室	西柘植小学校
柘植放課後子ども教室	柘植小学校
古山放課後子ども教室	成和東小学校

資料：生涯学習課（2019（平成 31）年 4 月 1 日現在）

⑨ 日本語指導等が必要な児童の状況

日本語の支援が必要な児童の状況について、保育所（園）・幼稚園・認定こども園では、2019（令和元）年9月1日現在で児童数が114人、世帯数が95世帯となっています。

また、小学校・中学校における日本語指導が必要な児童生徒数については、2019（平成31）年度で342人で、全体の5.3%となっています。

◆保育所（園）・幼稚園・認定こども園における日本語の支援が必要な児童の状況

単位：人・世帯

児童数	世帯数	言語（世帯数別）						
		ポルトガル語	スペイン語	タガログ語 ビザイヤ語	中国語	タイ語	韓国・朝鮮語	その他
114	95	62	10	5	6	5	0	10

※1世帯2言語も含む

資料：保育幼稚園課（2019（令和元）年9月1日現在）

◆小学校・中学校における日本語指導が必要な児童生徒の状況

単位：人・％

母語	2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			2017 年度 (平成 29 年度)		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
ポルトガル語	119	35	154	115	28	143	139	34	173
スペイン語	44	17	61	40	19	59	50	23	73
タガログ語 ビザイヤ語	4	0	4	0	3	3	19	2	21
中国語	3	5	8	1	3	4	11	1	12
タイ語	1	4	5	6	3	9	6	3	9
韓国・朝鮮語	2	0	2	1	0	1	2	0	2
その他	7	0	7	6	0	6	6	1	7
合計	180	61	241	169	56	225	233	64	297
総児童・生徒数	4,563	2,352	6,915	4,476	2,251	6,727	4,401	2,231	6,632
比率	3.9	2.6	3.5	3.8	2.5	3.3	5.3	2.9	4.5

母語	2018 年度 (平成 30 年度)			2019 年度 (平成 31 年度)		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
ポルトガル語	138	43	181	143	56	199
スペイン語	49	22	71	54	20	74
タガログ語 ビザイヤ語	20	9	29	18	12	30
中国語	12	4	16	16	3	19
タイ語	7	1	8	6	3	9
韓国・朝鮮語	2	1	3	4	0	4
その他	5	3	8	4	3	7
合計	233	83	316	245	97	342
総児童・生徒数	4,371	2,204	6,575	4,289	2,191	6,480
比率	5.3	3.8	4.8	5.7	4.4	5.3

資料：学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

※「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指しています

⑩ 母子保健サービス

◆母子保健サービスの状況

単位：件・人・％

		2014 年度 (平成 26 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)
母子健康手帳交付	交付数	721	657	617	595	572
乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん訪問事業)	対象児数	676	625	628	597	565
	訪問件数	657	614	625	595	564
	訪問率	97.2	98.2	99.5	99.7	99.8
4 か月児健康診査	対象児数	674	654	638	605	563
	受診児数	649	624	591	591	556
	受診率	96.3	95.4	92.6	97.7	98.8
10 か月児健康診査	対象児数	664	625	631	619	580
	受診児数	604	595	574	581	548
	受診率	91.0	95.2	91.0	93.9	94.5
1 歳 6 か月児健康診査	対象児数	694	693	723	635	606
	受診児数	666	672	696	631	599
	受診率	96.0	97.0	96.3	99.4	98.8
3 歳児健康診査	対象児数	720	780	721	622	675
	受診児数	695	774	682	608	656
	受診率	96.5	99.2	94.6	97.7	97.2
育児相談 (乳幼児相談)	延べ人数	1,922	2,019	1,757	1,970	1,815

資料：健康推進課（各年度 3 月 31 日現在）

(4) 課題のまとめ

■ 保育ニーズの増加と多様化への対応

児童数が減少する一方、女性の就業率が上昇し、保育ニーズが高まっており、3歳未満の児童の保育ニーズの増加をはじめ、一時預かり事業などの多様な保育サービスが求められています。

■ 待機児童の解消

2019（平成31）年4月1日現在の待機児童数は3人です。待機児童数ゼロをめざし、地域の状況を分析し、保育ニーズの高い地域に対し、既存の資源を最大限活用するとともに、必要な施設・事業を検討するなど、地域の状況に応じた対策を進めていく必要があります。

■ 保育人材の確保

3歳未満の児童の保育ニーズが高く、保育利用率が増加していることにより、保育士の確保が課題となっています。今後は、職員確保による体制の強化や職員の業務負担を軽減することが求められます。

■ 子どもの居場所づくり

核家族の増加、女性の就業率の上昇に伴い、放課後児童健全育成事業の利用希望者が増加しています。放課後児童クラブの充実や放課後の児童の安全な居場所の確保等、総合的な放課後対策が求められています。

■ 支援を必要とする児童及び家庭への対応

児童虐待や困窮する家庭とその児童など、支援を必要とする児童及び家庭への対応が求められています。

子どもをとりまく貧困対策は、子どもの将来が生まれた環境によって左右されることがないように、貧困の状況下においても子どもを健やかに育成できる環境づくりを検討する必要があり、社会的に問題となっている児童虐待は、早期発見・早期対応に加え、未然に発生を防止することが求められます。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

将来を担う子どもは「伊賀の宝」、社会の希望であり、伊賀市の未来をつくる力となります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域社会にとって重要な課題です。

子育てとは本来、保護者が第一義的な責任のもと、限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、また、子どもが成長する姿に感動して、保護者自身も成長するという、喜びや生きがいをもたらすものです。

子ども一人ひとりの成長や家庭の状況に応じた支援を行い、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境を整えること、また、子どもを産みたい、育てたいと思える社会インフラ環境や、サポート体制を確立させていくことにより、子どもの笑顔があふれる活気ある地域づくりをめざしていくことが重要だと考えます。

このことから、伊賀市にある歴史的資源、文化的資源、山林・河川等の自然環境や地域社会との関係のもとで、「子どもの最善の利益」が実現され、また、何よりも子どもの人権が尊重され、すべての子どもの育ち(発達)が保障される地域社会をめざし、第1期計画同様、次の基本理念を掲げます。

**「すべての子どもが健やかに、
誇りをもって成長することができるまち伊賀市」**

子どもと保護者がともに成長し、子育てを通して喜びや幸せを得られる環境づくりを進めるためには、さまざまな問題を抱えている保護者や児童が、身近なところで気軽に相談できる環境を整えるとともに、早期に問題を発見し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援ができる体制を充実させる必要があります。このため、市民、教育・保育関係者、企業・団体、行政が「子ども・子育て支援」の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たしながら協働のもとで推進することが必要です。

2. 計画の基本目標

本計画では、基本理念「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長することができるまち伊賀市」を実現するために、第1期計画同様、次の4つを基本目標として設定します。

1 地域における子育て支援事業の充実

子育ては、子どものいる家庭だけでなく、家庭、学校、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域等が一体となって取り組むことが重要であり、「皆で子どもを見守る・育てる」という地域のなかでの雰囲気づくり・体制づくりを強化します。

保護者の子育て上の負担感や悩みを軽減できるよう、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う機会や場を提供し、子どもと子育て家庭を見守り、支援し、正しい情報を提供できる体制・ネットワークを強化します。

また、保育ニーズの増加と多様化を踏まえ、保護者の就労状況等にかかわらず、すべての子育て家庭に質の高い保育・教育を総合的に提供し、さまざまなニーズに対応した支援サービスを提供します。

さらに、ひとり親家庭など、特に支援が必要な家庭に対して、子どもへの最善の利益がもたらされるよう、経済面、就業面、生活全般においての相談事業を引き続き実施するとともに、各関係機関と連携しながら適切な支援を提供します。

2 安心して子どもを生み育てられる子育て支援の体制づくり

すべての子育て家庭や子どもを生み育てたい人が、安心して子どもを生み育てられるように、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行います。

また、子育て包括支援センター、子育て支援センター、こども発達支援センターや保健センター等と連携し、生育・食育等の教室の開催や、継続した母子保健サービスを提供することで途切れのない子育て支援を実施するとともに、身近な地域で保護者の子育てに関する学びや気軽に相談できる機会や場を提供し、安心できる小児救急医療体制の充実を図ります。

3 子どもの健全育成を推進するための体制づくり

次代を担う子どもは、かけがえのない存在であり、家庭、学校、保育所(園)、幼稚園、認定こども園等及び地域が連携した子どもの健全育成の取り組みを支援するとともに、児童虐待や子どもをとりまく貧困への対応など、子どもに関するさまざまな課題へ対応し、すべての子どもの安全確保と健全育成のための環境づくりを促進します。

また、子どもの健やかな成長を地域社会全体で進めていくため、交流の機会の提供や非行防止のための取り組みを進めます。

4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

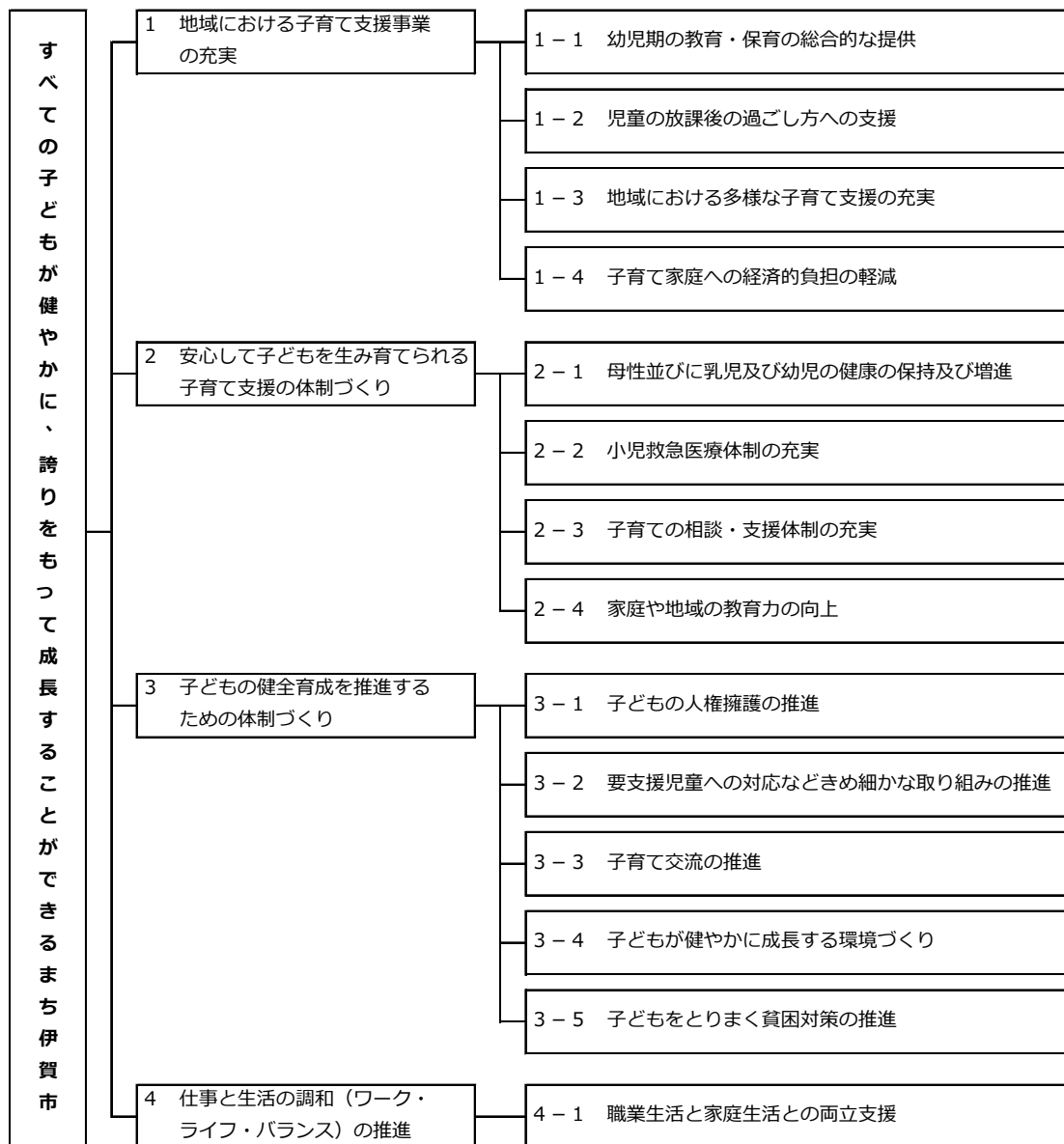
女性の就業率が上昇し、今後さらに上昇することが予想され、仕事と子育ての両立への負担が懸念されています。男女がともに仕事を続け、仕事以外の場面でも豊かな生活を送ることができるとともに、子育て家庭に対する配慮がなされ、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が取れるよう取り組みを進めます。

3. 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



第3章 目標実現のための施策

1. 地域における子育て支援事業の充実

1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供

〔現状と課題〕

現在、本市には、公立保育所(園)が16園、私立保育所(園)が14園、公立幼稚園が1園、私立幼稚園が1園、私立認定こども園が1園あります。女性の就業率の上昇などに伴い、保育所(園)における延長保育・休日保育や、幼稚園での預かり保育などの多様なサービスを提供しています。また、外国につながるのある幼児の増加に伴う通訳等の対応など、さまざまな保育ニーズに対応するほか、課題となっている保育士不足の解消に努め、合わせて待機児童の解消にも努めています。

今後も引き続き保育士の確保に努めるほか、保育・教育に関するニーズを踏まえ、保護者の就労状況等にかかわらず、すべての子育て家庭に質の高い保育・教育を総合的に提供することが求められます。

① 保育サービスの充実

保育サービスの量・質両面での充実を図るため、量の確保と質の向上を図るとともに、保育内容や保育環境の整備、保育人材の確保を進めます。

事業名	事業内容	担当課
一時保育（一時預かり）事業	保護者の疾病や育児疲れ、一時的に家庭で保育できない場合等、一時保育（一時預かり）事業が必要な地域での保育所(園)において保育を実施します。保護者が利用しやすいよう情報の提供、環境を整えます。	保育幼稚園課
一時保育（幼稚園預かり保育）事業	保護者のニーズを把握し、預かり保育の実施を推進します。	保育幼稚園課
延長保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、延長保育事業が必要な地域での保育所(園)において通常の保育時間を超えて午後7時まで保育を実施します。	保育幼稚園課

事業名	事業内容	担当課
休日保育事業	休日保育事業が必要な地域での保育所(園)において日曜日、祝祭日の保育を実施します。	保育幼稚園課
日本語を自然に学べる教育・保育の充実	外国につながるのある子どもに対し、日本語に馴染みやすい教育・保育環境を整えます。	保育幼稚園課 学校教育課
外国につながるのある保護者に対する相談体制の充実	外国につながるのある保護者に対し、おたよりの翻訳や相談時の通訳をするために通訳を配置します。	保育幼稚園課
保育所(園)の統合・民営化による再編整備の推進	小学校区や保育所(園)の規模を考慮し、中規模園(110人以上)を基本とした統合・民営化による再編整備を進めます。	保育幼稚園課
保育所(園)再編整備に関する協議の実施	保育所(園)の再編にあたり、保護者や地域住民に対し、施設整備や統合内容、民間運営制度を説明するなど協議を行う機会を十分設けます。	保育幼稚園課
保育所(園)施設の保育環境整備の推進	施設の老朽化等に対応するため、施設・設備の補修や改修を行い、安心・安全な保育環境の維持管理を行います。	保育幼稚園課
保育所(園)における低年齢児保育の推進	保育所(園)入所児童の低年齢化に応えるよう保育環境を整えます。	保育幼稚園課
保育所(園)における障がい児保育の充実	児童の発達や障がいに応じた保育や療育を行うため専門性を高め、障がい児保育の充実を図ります。	保育幼稚園課
地域や家庭との連携における人権保育の充実	人権保育の一環として、一人ひとりを認めながら自尊感情を高め、友達のことも認めていける仲間づくりをするために、保育の研修等を行い、保育士の意識向上を図ります。また、家庭、地域と連携し、人権を大切にする保育の充実を図ります。	保育幼稚園課
保育士・幼稚園教員の研修機会の充実	保育の資質向上のため各種研修会に参加し、保育の充実に努めます。また、市としての保育方針を策定し、実践を行い、保育の充実を図るとともに、保育士のさらなる資質向上に努めます。	保育幼稚園課
	幼稚園教育の質の向上をめざし、子育て支援に関する研修会に参加します。	学校教育課
保育士・幼稚園教員の交流促進	幼保連携のための研修会を開催し、連携の強化に努めます。	保育幼稚園課 学校教育課
保育人材確保と保育士の業務負担軽減	あらゆる機会を通じて保育人材確保に努めるとともに、保育士の業務負担を軽減するよう努めます。	保育幼稚園課

② 学童期への円滑な接続

保育所(園)・幼稚園・認定こども園から小学校へのスムーズな接続を図るため、両者の連携・連絡を密にするとともに、各保育所(園)、幼稚園、認定こども園と学校の児童同士の交流機会を確保します。

事業名	事業内容	担当課
保育所(園)・幼稚園・認定こども園と小学校との連携体制の充実	就学前保育や教育から小学校教育へとスムーズな移行ができるよう、保育要録や接続カリキュラムなどにより就学児童一人ひとりの状況を小学校と相談するなど連携を行います。また、保育所(園)、幼稚園、認定こども園の園児と小学校児童の交流に努めます。	保育幼稚園課 学校教育課
保育所(園)・幼稚園・認定こども園と小学校との連携による研修会の開催	連携の充実を図るため、小学校の運動会などに参加し交流を行います。また、小学校と連携して、各種研修会に参加します。	保育幼稚園課 学校教育課

1-2 児童の放課後の過ごし方への支援

〔現状と課題〕

保育ニーズの増大や保護者の勤務形態の多様化、また、共働きや核家族家庭の増加に伴い、子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」もすべては解消されていません。

現在、本市には、放課後児童クラブが20か所あり、そのうち本市において19か所で実施しており、開設時間の延長等、利用者のニーズに合わせてサービスの拡大をするほか、障がい児の受け入れも推進しています。また、高学年になるにつれて放課後の過ごし方が多様化し、ニーズが減少する傾向ではありますが、まだまだ利用ニーズもあり、また、未設置校区も存在する状況です。

今後も、すべての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、発達段階に応じた生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、放課後児童クラブの利用ニーズに対応するため、未設置校区への設置を含め当該校区の児童の受け入れや、大規模小学校区の高学年の受入拡大への対応を検討する必要があります。

① 放課後児童の健全育成の充実

すべての就学児童に放課後を安心・安全に過ごせる居場所を提供し、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組めます。

事業名	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	共働き家庭が増えるなか、昼間保護者がいない児童の健全育成を図るため、適切な遊びや生活の場を与え、希望する子どもが利用できるよう、待機児童の解消や未設置校区児童の利用について検討を行います。 施設整備について、学校施設等の活用を検討します。	こども未来課
児童館事業	放課後の児童が安心して過ごすための居場所づくりとして、遊びや学習を通じて児童の健全育成を図ります。	しろなみ児童館 まえがわ児童館 老川児童館
放課後子ども教室	小学生を対象として、安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進します。	生涯学習課

1-3 地域における多様な子育て支援の充実

〔現状と課題〕

本市では、市内7か所に設置している子育て支援センターをはじめ、拠点施設となる「子育て包括支援センター」において、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う広場を提供し、教室の開催や育児相談指導、子育てに関する講演会等の開催や情報提供を行っています。また、病児・病後児保育事業「くまさんルーム」や子育て短期支援事業（ショートステイ事業）、ファミリー・サポート・センター事業などを実施しています。

また、子どもの健やかな成長と安心して子育てが出来る体制の実現のため、2019（平成31）年4月に子育て世代包括支援センターを設置しました。この子育て世代包括支援センターが中心となり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い、支援プランを作成するなど、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の充実を図ります。

① 子育て支援サービスの充実

保護者等の就労の有無にかかわらず、子育てしている家庭の悩みの解消や、急なできごとに対する預かりの場の確保など、さまざまなニーズに対応した支援サービスを提供します。

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	未就学児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行います。	こども未来課
子育て包括支援センター事業	子育て支援に関する中核施設として、市内の子育て支援拠点施設のネットワーク化を図るとともに、子育てサークルの育成、連携に努め活動の場を提供するほか、子育て支援講演会等の各事業を実施します。	こども未来課
病児・病後児保育（くまさんルーム）事業	病気の回復期にある幼児、児童を保護者に代わって一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。 専門職のスタッフの確保に努めると共に、安定的な運営について検討します。	こども未来課

事業名	事業内容	担当課
子育て短期支援（ショートステイ）事業	家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設等において一定期間子どもを養育し、子ども及びその家庭の福祉向上を図ります。	こども未来課
子育て相談広場「にんにんパーク」事業	自然のなかで親子のふれあいを楽しめる上野南公園を活用し、平日に就労している保護者等を対象として、子育て相談とからだ育てにつながる遊びを実施します。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と子育て支援ができる人（提供会員）を結びつけることで、保護者の育児と仕事の両立や地域での子育てを支援します。 また、提供会員確保のために講習会を実施します。	こども未来課
保育所（園）における子育て支援事業の充実	保育所（園）での子育て支援（未就園児と一緒に遊ぶ、保健指導、育児相談）や園庭開放を計画に基づいて実施します。	保育幼稚園課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後4か月までの乳児のいる家庭を対象に、こんにちは赤ちゃん訪問を実施します。保健師や助産師等が全戸訪問を行い、乳児の身体計測及び育児に関する相談を受けます。育児環境等の確認も行います。	健康推進課
養育支援訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問で継続支援が必要と思われる家庭をはじめ、虐待の疑われる家庭やハイリスク家庭への保健師等による家庭訪問を実施します。また、各関係機関と連携をより深め、情報の共有を徹底します。	健康推進課
利用者支援事業	妊娠期より個別支援計画を立て、妊娠・出産・育児期を切れ目なく支援でき安心して過ごせるよう、情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	健康推進課

1-4 子育て家庭への経済的負担の軽減

〔現状と課題〕

本市では、子育ての経済的な負担軽減を図るため国の制度に先駆けて、2015（平成27）年9月から、第3子以降保育料の無償化を実施したほか、通院分の医療費助成についても中学校卒業までに対象を拡大し実施、また、2018（平成30）年4月から、就学前の子どもで伊賀市・名張市内の医療機関等を受診する場合について、窓口負担をせずにその場で助成を受ける方式（現物給付方式）を開始し、年間延べ43,201件（4,259人）の受給者にご利用いただいたほか、同じく未就学児の子どもの福祉医療費について、所得制限を撤廃し県の福祉医療制度を超えた医療費の助成を行い、年間延べ794件（89人）の受給者の負担軽減を行っています。

また、2019（令和元）年からは国の制度として開始した幼児教育・保育の無償化をはじめ、これまでに引き続き、子育て家庭の経済的負担の軽減策として、法令等に基づき児童手当の支給や医療費助成を行い、子育ての家庭への経済的負担の軽減を図っています。

今後も、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援があることで、安心して子育てができるよう、子育て家庭の経済的負担軽減のための支援策を継続して実施する必要があります。

① 幼児教育・保育の無償化、手当・医療費の助成

安心して子育てができるよう、引き続き、市の独自施策である第3子以降保育料無償化や医療費助成を実施し、利用者負担の軽減や子育て家庭の経済的負担軽減に努めます。

事業名	事業内容	担当課
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児クラスまでの子ども、及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの子どもを対象に、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て世帯の負担軽減を図ります。 また、3歳未満児クラスの保育料について、国制度を超えた第3子以降保育料無償化を引き続き実施します。	保育幼稚園課
任意予防接種費用の助成	乳幼児インフルエンザワクチン・おたふくかぜ等任意予防接種費用の一部を助成します。	健康推進課
児童手当支給事業	子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため、児童手当等を支給します。	こども未来課

事業名	事業内容	担当課
子ども医療費助成制度	中学校修了までの子どもを対象に医療費を助成します。未就学児については、医療費の窓口無料化を実施します。	保険年金課
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を経済的な面から支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給します。	こども未来課
一人親家庭等医療費助成制度	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるひとり親家庭の児童及びその児童を扶養している父または母、または父母に代わってその児童を養育している方に医療費を助成します。未就学児については、医療費の窓口無料化を実施します。	保険年金課
特別児童扶養手当の支給	身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。	こども未来課
障がい者医療費助成制度	身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級または2級を持っている方に医療費を助成します。 ※障害者保健福祉手帳1級または2級の方は通院分のみ助成	保険年金課
ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	ファミリー・サポート・センター事業を利用するひとり親家庭・生活保護世帯に対し、その利用料を助成します。	こども未来課

2. 安心して子どもを生み育てられる子育て支援の体制づくり

2-1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進

〔現状と課題〕

妊娠・出産から子育てへとつながる一連の流れにおいて、疾病予防や発育・発達育児支援など、母子保健の果たす役割は大きいと言えます。

本市では、母子保健法に基づいた健康診査、保健師による妊娠・出産・育児に関する保健指導、助産師による相談など、さまざまな支援を行っています。

2019（平成31）年4月から、子育て世代包括支援センターを設置し、保健師2名を専任で母子保健コーディネーターとして配置しました。母子健康手帳を交付する際、妊娠・出産・育児に関してきめ細かな聴き取りを実施し、個別の支援計画を立て、必要な支援に繋ぐことや、必要な情報をできる限り提供することで、妊産婦の不安解消に努めています。また、妊婦健康診査の受診券の交付や医師と連携した特定妊婦の訪問指導、新生児訪問など、心のケアを含めた母子保健施策を進めています。

栄養相談や離乳食教室等を実施するとともに、小学校や保育所（園）等では、体験を通じた食育を推進し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた「食」に関する学習機会や情報提供に努めています。

今後も、妊娠・出産・育児期における切れ目のない母子保健サービスの充実に取り組み、子育て家庭で生じる不安や親のストレス解消に努めるほか、妊産婦・乳幼児への保健対策を展開します。合わせて、不妊に悩む人への相談・支援体制の充実に努めます。

① 母子保健制度の充実

妊娠・出産期から新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、各種健康診査や相談指導など、一貫したきめ細かな母子保健サービスの充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
母子保健事業	①母子健康手帳の交付 ②妊婦健康診査（医療機関委託） ③産婦健康診査 ④新生児聴覚スクリーニング検査 ⑤乳幼児健診 （４か月・１０か月・１歳６か月・３歳） ⑥育児相談（随時対応）、２歳児相談 ⑦電話相談（随時対応） ⑧こんにちは赤ちゃん訪問事業 ⑨家庭訪問指導事業 ⑩産後ケア事業 ⑪その他の健康教室	健康推進課
５歳児発達相談事業	年中児を対象として保護者にアンケートを記入してもらい、保育所等での集団場面の観察を行うことで、社会性などの発達課題を発見するとともに、保護者からの相談に応じる機会とします。	こども未来課
ウェルカムベビー教室（両親学級）	妊婦とその夫や家族を対象に、妊娠・出産に関する講話や妊婦体験、沐浴、心音聴取などの体験と情報交換の場、仲間づくりを目的として、土・日曜日に教室を開催します。妊娠中の生活、出産や育児について理解を深め、夫や家族の協力を得ることで家族が育児に積極的にかかわれるよう支援を行います。	健康推進課
未熟児養育医療事業	種々の未熟性があり、入院治療を必要とする未熟児に対して、医療の給付を行います。	保険年金課 健康推進課
不妊に関する相談体制の整備	三重県が行う補助金と所得に応じ市による助成事業を行います。一般不妊治療や不育症に対しても助成事業を実施します。	健康推進課
要指導妊産婦に対するフォローの充実	特定妊婦や妊婦健診結果等で要支援となった妊産婦を対象に、訪問指導などを行います。	健康推進課
周産期における各機関との連携の強化	特定妊婦や要支援妊婦については周産期医療機関や各機関と早期より連携を行い、妊娠・出産・子育ての支援を行うように努めます。	健康推進課
要指導児に対するフォローの充実	乳幼児健診等において要経過観察となった児の健診結果について、小児科医と共有するための会議を開催し、乳幼児の健全な発育のための検討を行います。	健康推進課
福祉医療費助成制度《再掲》	医療費の一部を助成し、健康の保持と福祉の向上を図ります。 ①子ども医療費助成制度 ②一人親家庭等医療費助成制度 ③障がい者医療費助成制度	保険年金課

事業名	事業内容	担当課
歯の健康づくりの充実	1歳6か月児健診、3歳児健診時に、歯科健診と歯科衛生士による歯磨きの指導を行います。 また、乳幼児相談等の機会を利用して口腔衛生についての指導を行い、保護者の意識の向上につなげます。 母子健康手帳交付時に、無料歯科健診受診券を交付し口腔衛生についての指導を行い、妊娠期から意識づけを行います。	健康推進課
乳幼児事故防止の啓発	母子健康手帳交付時等に事故予防に関するパンフレットを配布します。赤ちゃん訪問時や幼児健診時や乳幼児相談時にも、月齢に応じたパンフレットの配布や指導を行うなど、啓発に努めます。	健康推進課
予防接種の必要性を啓発するためのパンフレットの配布	出生届出時等に予防接種パンフレットの配布を行うなど、予防接種の必要性や正しい知識の普及と啓発を行います。	健康推進課
子育て支援ヘルパー派遣事業	産前・産後で心身の負担の大きい時期に母親の体調不良等により、家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣します。	こども未来課

② からだそだて・食育の推進

保育所（園）・幼稚園・認定こども園において、子どもの身体感覚を高めるための保育内容を、日々の活動のなかに取り入れるよう努めます。

また、妊産婦に対する食事指導の充実に努めるとともに、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた「食」に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
保育所（園）・幼稚園での「からだそだて」の実施	保育所（園）や幼稚園で、子どもたちの身体感覚を高める保育・教育内容を実施します。 発達に合った「にんにんタイム」の動きを考えることにより、子どもたちの体力の向上や、基礎的な運動能力等を高めることを目指します。	保育幼稚園課 学校教育課
妊産婦に対する食事指導の実施	母子健康手帳交付時に、食事に関するパンフレットを配布します。必要に応じて電話、訪問等による食事指導も行います。	健康推進課

事業名	事業内容	担当課
離乳食教室の開催	離乳食教室を前期・後期にわけて開催します。教室では、調理実習を取り入れ、離乳食の実際についてより具体的に学べるようにします。また、離乳食の調理を見学しながら、学ぶ教室も実施しています。	健康推進課
栄養相談・指導の充実	乳幼児相談や幼児健診時に、栄養士による栄養相談・指導を行います。随時電話相談や家庭訪問等も実施します。	健康推進課
子育て支援センターにおける食育・運動教室の実施	子育て包括支援センター及び子育て支援センターにおいて、食育に関する教室を実施します。また、からだそだて事業に取り組みます。	こども未来課
保育所(園)、幼稚園、認定こども園での食育の推進	食事の大切さを身に付けるため、栄養３色板などを活用し、食に興味を持つよう日々の保育・教育のなかで取り組みます。 児童に食材を通して地域の自然や文化への理解を深めます。	保育幼稚園課 学校教育課
小中学校における食に関する指導計画の作成・実践	全小中学校で食に関する指導計画を作成し、実践します。 児童生徒の実態に応じた食に関する指導を、系統的に進めます。	学校教育課
「食育」を意識した学校での給食の充実	食事の大切さを身に付けるため、栄養３色板などを活用し、食に興味を持つよう日々の教育のなかで食に関する体験活動に取り組みます。	学校教育課

2-2 小児救急医療体制の充実

〔現状と課題〕

小児一次救急医療については、平日昼間は市内開業医において実施しており、夜間・休日における比較的軽症な人を対象に応急診療所（小児・一般）を開設しています。

入院を必要とする小児二次救急医療については、市内の総合病院において実施しており、体制の維持に努めました。

また、「伊賀市救急・健康相談ダイヤル 24」事業を実施し、救急に関する相談だけでなく、健康に関する相談を受け付け、情報提供に努めました。

日頃からかかりつけ医との連携を促す一方、今後も、市広報やホームページを利用し、医療情報の提供に努め、一次救急と二次救急のすみわけを明確にし、小児救急医療体制の円滑な運営に努めます。

① 小児救急医療体制の充実

地域医療機関との連携を図り、身近な地域における小児医療の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
伊賀地域救急医療体制	入院を必要とする小児二次救急については、市内の総合病院で年間を通じての診療体制を維持します。	医療福祉政策課
伊賀市応急診療所の運営	夜間・休日における、比較的軽症な方を対象とした一次救急（小児・内科）を行います。	医療福祉政策課
地域医療体制の充実	地域医療体制の充実を図り、地域で安心して子育てのできる医療体制を進めます。	医療福祉政策課
小児医療に関する情報提供の充実	小児医療に関する情報及び地域救急医療情報センターや、救急医療情報システムなどの救急医療情報について、ホームページに掲載し周知に努めます。また、チラシ配布や出生届時に配布する冊子に記載することで周知に努めます。	医療福祉政策課 健康推進課
伊賀市救急・健康相談ダイヤル 24	24 時間体制で救急相談を受け付けるシステムを実施するとともに、周知に努めます。	医療福祉政策課

2-3 子育ての相談・支援体制の充実

〔現状と課題〕

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっています。しかし、子どもは将来「地域の担い手」となることから、子どもは家庭だけではなく、地域全体で見守り、育んでいくことが必要です。

本市では、保育所(園)、幼稚園、子育て包括支援センター、子育て支援センター（市内7か所）、家庭児童相談室等において、子育て中の保護者からの健康やしつけ等に関する相談、育児についての不安や悩み・疑問などに関して、相談、支援を行っています。こうした相談において、複合的な問題を抱えている家族が増加していることから、相談に対応できる体制を確保するとともに、身近な地域のなかでも気軽に相談できるような機会や場を提供する必要があります。

① 子育ての相談・支援体制の充実

相談等に関する情報提供を充実させるとともに、さまざまな悩みに対し、身近なところで、多様な方法による相談が受けられるよう体制を維持し、各関係機関が情報共有するなかで支援に努めます。

事業名	事業内容	担当課
子育て相談の充実	子育て包括支援センター、子育て支援センター（市内7か所）において、子育て中の保護者からの育児についての不安や悩み・疑問などに関して、相談、支援を行います。	こども未来課
	保育所（園）、幼稚園、認定こども園において、子育て中の保護者からの健康やしつけ等に関する相談、育児についての不安や悩み・疑問などに関して、相談、支援を行います。	保育幼稚園課 学校教育課
	家庭児童相談室に家庭児童相談員を配置し、子育て中の保護者からの健康やしつけ等に関する相談、育児についての不安や悩み・疑問などに関して、相談、支援を行います。	こども未来課

事業名	事業内容	担当課
福祉総合相談支援事業	各支援機関のみでの対応が困難であったり、他分野にわたる支援が必要なケースについて、必要に応じ地域の支援者も含めた関係機関が集まり、会議を開催します。個別の事例について事例検討を行い、役割分担を明確にします。	地域包括支援センター
	子ども、高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活するため、身近なところで、専門職が迅速かつ適切な相談支援を行います。	地域包括支援センター
子育て情報の収集・提供	市民が求める子育て支援情報を的確に把握し、毎月開催される子育て支援センター事業などを市広報、ホームページ、ケーブルテレビ等により効果的に情報提供を行います。	こども未来課
生徒指導推進事業	S S W（スクールソーシャルワーカー）を配置し、ふれあい教室、児童相談所、児童家庭支援センターをはじめ、様々な関係機関との連携を進め、いじめ、不登校をはじめとする学校現場の多様な課題に対応し、早期発見、早期解決のための連携を強化します。	学校教育課

2-4 家庭や地域の教育力の向上

〔現状と課題〕

すべての教育の出発点である家庭教育は、親子が日常生活のなかで生きるための基礎的な能力を育成するものです。しかし、近年の核家族化や地域社会のつながりの希薄化等により子育ての知識を得る機会が減少し、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状が指摘されています。子育ての第一義的な責任を担う保護者が自信を持ち、生きがいや喜びを持って子育てすることが、子どもの健全な育ちにつながり、また、保護者だけでなくさまざまな人とのかかわりのなかで、自我の発達や社会性の向上がみられることから、体験や交流の機会を提供することが重要です。

地域で協力を得ながら、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校等における体験活動の取り組みや世代間交流を進めていますが、引き続き、身近な地域の人たちが、自主的に保護者等の子育てや家庭教育に関する相談にのったり、親子で参加するさまざまな取り組みや講座などの学習機会、地域の情報などを提供できるような環境づくりを進めることが重要です。

本市では、これまで子育てに関する講演会や講座等を開催し、家庭教育に関する意識啓発や情報提供に努めてきました。また、子育て支援センターや保健センター、家庭児童相談室、保育所(園)・幼稚園・認定こども園等の各種機関、各地区の民生委員・児童委員、主任児童委員等を通じて、子育て家庭からの相談に随時対応しています。今後も、社会全体で家庭教育を支援する体制づくりをめざし、保護者の意識や意欲を高めるため、保護者自身の学びの機会を提供する必要があります。

① 子どもの活動機会の充実

子どもたちが、社会とのかかわりのなかで、さまざまな活動を通じて健やかに育ち、豊かな人間性が育まれるよう、活動の場づくりを進めます。

事業名	事業内容	担当課
保育所(園)の園庭や保育室等の開放	可能な限り園庭や保育室等の開放を行い、子育ての仲間づくりの場として役割を担います。	保育幼稚園課

事業名	事業内容	担当課
体験活動、勤労体験活動	小学校におけるさまざまな体験活動や、中学校における勤労体験活動（職場体験）など地域と連携しながらの活動を通して、社会性や連帯性など児童生徒の心の育成を図ります。	学校教育課
	図書館を身近に感じ親しみを持ってもらうため、職場体験を受け入れ、勤労体験を通して、社会性を身につけるよう育成に努めます。	上野図書館 （各分館）
子育て講座の開催	子育て（包括）支援センターが主催する講座を通じ、保護者と子どもが一緒に参加しながら成長を実感できる機会を提供することで、保護者の育児不安の軽減を図り、家庭保育の充実につながる支援をします。	こども未来課
子育て支援に関する人材育成講座の開催	地域住民が子育て支援活動に参加できるような講座を開催し、地域における子育て支援活動を支える人材の育成に努めます。	こども未来課
子ども会活動の育成支援	青少年健全育成のための諸活動を行い、子ども会連合会を育成するため、卓球大会・自然体験学習・ミステリー列車・リーダー研修等を行います。	生涯学習課
体験活動を通じた子ども自身の活動の支援	地域社会とのかかわりを深め、子ども自らが豊かな人間性を育てられるよう、子どもたち自身が遊びや行事の企画ができるよう、また、異年齢間の交流を通してコミュニケーション力を養う支援をします。	生涯学習課 いがまち公民館 島ヶ原公民館 阿山公民館 大山田公民館 青山公民館

② 保護者の学びへの支援

保護者がゆとりと生きがいを持って、楽しみながら子育てできるよう、子育てに関する情報や知識を提供する機会を充実させるとともに、意欲を高める取り組みを進めます。

事業名	事業内容	担当課
家庭教育に関する講演会や研修会の開催	家庭教育に関する講座などを実施します。	生涯学習課
子育て支援についての講演会・研修会等の開催	子育てや子育て支援について考える講演会や研修会を開催します。	こども未来課
父親の子育て参加を促す教室・講座・講演会などの開催	父親が子育てに参加しやすいよう、保育所（園）の行事を工夫したり、講演会などを開催します。	保育幼稚園課
保育所（園）や幼稚園、小学校等を通じた、健康や子育てに関するおたよりの配布	「保育所（園）だより」「保健だより」等を通して、各家庭に対して子育てや健康に関する情報を提供しよう努めます。	保育幼稚園課
	「園だより」「保健だより」等を通して、各家庭に対して子育てや健康に関する情報を提供しよう努めます。	学校教育課
図書館の子ども向け図書の充実	家庭での読書習慣をつけるため、図書の充実を図るとともに、絵本や児童書の特集コーナーを設置し、閲覧しやすい環境をつくれます。	上野図書館（各分館）
読み聞かせボランティアの育成・支援	読書の大切さを理解し、乳幼児期から、本に親しむきっかけをつくるため、市内の読み聞かせボランティアグループの支援を行いつつ、図書館（室）で読み聞かせ会を開催します。	上野図書館（各分館）

3. 子どもの健全育成を推進するための体制づくり

3-1 子どもの人権擁護の推進

〔現状と課題〕

「子どもの権利条約」にも謳われているように、すべての子どもは等しく人権を持っており、健やかに成長することが保証されなければなりません。しかし、近年、児童虐待により子どもの尊い命が奪われるなど、児童虐待が深刻な社会問題となっています。また、身体的虐待だけでなく、心理的虐待や育児放棄も多く、対応が困難な状況が続いています。

本市では、関係機関が連携を強化するなかで、虐待が疑われるケースの早期発見や、保護者の育児不安の軽減に努めています。また、「伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会」を設置し、要保護児童や特定妊婦等の早期発見や適切な支援を図るとともに、DV被害者への適切な対応を行うため、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施し、児童相談所、警察署、民生委員・児童委員、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校等の関係機関との情報共有や連携強化に努めています。

今後も、関係機関等の連携を一層強化し、地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、配偶者等から暴力を受けるDVについても、防止に向けた取り組みと被害者への適切な対応・支援に努めます。

① 児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

児童虐待を未然に防止するため、要保護児童及びDV対策地域協議会が中心となったさまざまな取り組みを進めるとともに、子育てに悩みを抱えた保護者などが気軽に相談できるよう相談体制の強化に努め、子ども家庭総合支援拠点としての機能の充実に取り組みます。

また、虐待が発見された場合には、迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関と密に連携し取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
児童虐待・DV防止のための関係機関の連携強化	「伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会」を設置し、要保護児童や特定妊婦等の早期発見や適切な支援を図り、DV被害者への適切な対応を行うため、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等を実施し、児童相談所、警察署、民生委員・児童委員、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校、保健師等の関係機関との連携を強化します。	こども未来課

事業名	事業内容	担当課
児童虐待・DVネットワーク会議を活用した講演会や研修会等の開催	伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会主催により、講演会や研修会を開催し、情報の共有や意識の向上を図り、児童虐待やDVの発生予防、早期発見に努めます。	こども未来課
家庭児童相談事業	家庭児童相談員2名を配置し、子育てに悩みを抱えた親からの相談を受けます。また、学校や保育所(園)、幼稚園、認定こども園等からの相談や、子育て支援事業等を実施するなかで得た情報により、児童相談所や保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校、保健師等と連携を密にし、適切な支援に努めます。 虐待の疑われる家庭やハイリスク家庭への家庭訪問の充実に努めます。	こども未来課
女性相談事業	女性相談員1名を配置し、女性が抱える人生のさまざまな悩みや、DVを受けたとき、セクシャルハラスメント、ストーカー被害、法律に関すること、離婚、金銭トラブルなどの相談に対応します。	こども未来課
養育支援訪問事業《再掲》	こんにちは赤ちゃん訪問で継続支援が必要と思われる家庭をはじめ、虐待の疑われる家庭やハイリスク家庭への保健師等による家庭訪問を実施します。また、各関係機関と連携をより深め、情報の共有を徹底します。	健康推進課
里親制度に関する情報提供の充実	児童相談所と連携し、市広報への掲載やパンフレットの配布等の啓発活動に努めます。	こども未来課
生徒指導推進事業《再掲》	SSW(スクールソーシャルワーカー)を配置し、ふれあい教室、児童相談所、児童家庭支援センターをはじめ、様々な関係機関との連携を進め、いじめ、不登校をはじめとする学校現場の多様な課題に対応し、早期発見、早期解決のための連携を強化します。	学校教育課

3-2 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

〔現状と課題〕

本市では、発育や発達等、経過観察が必要な子どもや育児不安の強い母親などに対し、母子保健サービス等を通じて乳幼児期の疾病等の早期発見に努めるとともに、母子を支援する教室（にこにこ広場）を実施しています。また、みどり保育園に併設するかしのみ園において療育支援事業を実施するとともに、市内の障害児通所支援事業所等において障がいのある児童を対象にした障害児通所支援事業等を行っています。さらに、「伊賀市こども発達支援センター」を設置し、子どもの発達に不安のある保護者や保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校等からの相談に応じ、各機関と連携を図りながら、子どもの発達に応じた支援を行っています。

また、ひとり親家庭に対しては、医療費の助成などの経済的支援や子育て・生活支援、就労相談などを行い、自立を支援しています。

今後も、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働き、子どもたちが健やかに育つことができるよう、総合的な施策を進める必要があります。

また、外国につながるのある家庭や児童に、日本語指導等の支援をしています。増加傾向にあるこれらの家庭や児童への支援が必要です。

① 支援を要する子どもへの取り組み

障がいの有無によって差別されることなく、誰もが等しく乳幼児の教育・保育を受けることができるよう、乳幼児期の早いうちから見守りや成長する機会を保障することが重要です。そのためにも保育所(園)、幼稚園、認定こども園、こども発達支援センター、児童発達支援センター等の専門機関が連携を強化し、身近な地域で個別の専門的な療育を早期から受けられるよう支援体制を強化します。

また医療的ケアの必要な児童についても、市内医療機関や訪問看護事業所等の関係機関と連携し、住み慣れた地域で暮らしていけるよう体制の整備を進めます。

事業名	事業内容	担当課
療育支援事業の推進	障がい児保育や乳幼児の療育支援事業の推進を図るため、障がいのある児童が適切な療育や保育が受けられるよう、かしのみ園への入所（通所）の可否等を審査するための判定会を、年2回開催します。	保育幼稚園課

事業名	事業内容	担当課
療育支援事業の推進	障がいのある児童の障害児通所支援事業等を行います。	障がい福祉課
要観察児、保護者等を対象とした遊びの教室（にこにこ広場）の開催	1歳6か月児・3歳児健診等で要経過観察となった母子等を対象に、継続支援の教室（にこにこ広場）を実施します。	健康推進課
伊賀市障がい者相談支援センター事業の充実	身体、知的、精神障がいを対象とした、日常生活や福祉サービス利用にかかる相談・調整や支援の充実を図ります。	地域包括支援センター
伊賀市こども発達支援センター事業の充実	子どもの成長・発達に不安のある保護者や、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小・中学校等からの相談に対応します。また児童発達支援センター等の各関係機関と連携を図りながら、就学等ライフステージに応じた途切れのない支援が受けられるように支援します。	こども未来課
	子どもの発達・成長に不安のある保護者からの相談に応じ、伊賀市こども発達支援センターと連携して支援します。	保育幼稚園課
	各関係機関と連携を図りながら、ライフステージに応じた効率的な支援が提供できるよう、伊賀市こども発達支援センターと事業内容の検討や勉強会等を実施します。	健康推進課
保育所（園）における家庭支援推進保育の充実	家庭支援推進保育士を継続して配置することにより、日常生活における基本的な生活習慣等について、特に家庭環境に対する配慮を必要とする児童の保育と保護者の支援を行います。	保育幼稚園課
放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ	受け入れについて支援員を加配するなど、安心して利用できるような環境を整えます。	こども未来課
障がい児に対する就学支援の充実	就学にかかわって、各小中学校と関係機関との連携を深め、巡回相談や教育相談を充実させるとともに、教育支援委員会につなげます。	学校教育課
特別児童扶養手当の支給《再掲》	身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。	こども未来課
障がい者医療費助成制度《再掲》	身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級または2級を持っている方に医療費を助成します。 ※障害者保健福祉手帳1級または2級の方は通院分のみ助成	保険年金課

② ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭への支援を国の法制度に基づき実施すると同時に、自立を促進するため、生活・就業支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
母子・父子自立支援員や関係機関による相談・情報提供の充実	ひとり親家庭の自立に向けた生活や就労等についての情報提供、相談指導等の支援を行います。	こども未来課
伊賀市自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親を対象に、仕事に必要な資格や技術を身に付けるため、就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座の受講料の一部を支給し、ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図ります。	こども未来課
伊賀市高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親を対象に、就職や転職に有利な資格（看護師・保育士等）を取得するため、養成機関で訓練を受ける場合に、その受講期間について促進給付金を支給します。また、養成機関への入学時における負担を考慮し、修了支援給付金をカリキュラム終了後に支給します。	こども未来課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親や子どもに対し、高校卒業程度認定試験合格のための講座受講費用を助成し、就労を支援します。	こども未来課
母子寡婦福祉団体自主事業への支援	母子寡婦福祉団体等に対する活動支援及び連携に努め、ひとり親家庭や寡婦の自立促進に向けた取り組みを推進します。	こども未来課
一人親家庭等医療費助成制度《再掲》	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるひとり親家庭の児童及びその児童を扶養している父または母、または父母に代わってその児童を養育している方に医療費を助成します。未就学児については、医療費の窓口無料化を実施します。	保険年金課
ひとり親家庭の保育所（園）への優先入所の推進	ひとり親家庭の就労や求職活動を支援するため、優先的な入所に取り組みます。	保育幼稚園課
ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用の支援	ひとり親家庭が地域のなかで安心して子育てと就労との両立が図れるよう、利用料の減免を行い、放課後児童クラブが利用し易い体制を整えます。	こども未来課

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭の公営住宅の入居への優先資格制度の充実	ひとり親家庭（母子）の生活支援として、公営住宅入居の優先入居制度を活用するよう情報提供し、周知を図ります。	住宅課
	ひとり親家庭の生活支援として、公営住宅入居の優先資格制度の情報提供と、申請に必要なひとり親であることの証明書を発行します。	こども未来課
母子・父子寡婦福祉資金貸付金制度の充実	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立や子どもの福祉を図るため、低利または無利子での各種資金の貸付について、相談を受けるなかで貸付制度の利用が適当と思われる方に対し適切につなげます。	こども未来課
児童扶養手当支給事業《再掲》	ひとり親家庭の生活の安定と自立を経済的な面から支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給します。	こども未来課

③ 外国につながるのある子どもと家庭への支援

外国につながるのある子どもに日本語指導等の支援を行うことにより、保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校において、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるほか、学力保障、進路保障のための支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
学習支援教室「ささゆり」	関係団体やボランティアと協働し、外国につながるのある児童生徒に、日本語による教科学習支援を行います。	市民生活課
初期適応指導	初めて日本に来た、日本語指導が必要な児童生徒に、生活言語、学習言語、学校生活等について、集中的に学習指導するほか、在籍校では、加配教員、外国人児童生徒教育サポーターを配置し、学習のサポートを行います。	学校教育課
高校進学等に向けた進路保障	「外国につながるをもつ子どもと保護者の進路ガイダンス」を実施し、児童生徒、保護者に対して進学に向けたサポートを行います。	学校教育課
日本語を自然に学べる教育・保育の充実《再掲》	外国につながるのある子どもに対し、日本語に馴染みやすい教育・保育環境を整えます。	保育幼稚園課 学校教育課
外国につながるのある保護者に対する相談体制の充実《再掲》	外国につながるのある保護者に対し、おたよりの翻訳や相談時の通訳をするために通訳を配置します。	保育幼稚園課

3-3 子育て交流の推進

〔現状と課題〕

子育てにおいては、悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうことが懸念され、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる上で、同じような子どもを持つ保護者同士の交流が有効です。

本市では、子育てのネットワークづくりとして、子育て包括支援センター、子育て支援センター及び児童館での支援事業を進めているほか、子育てサークルの活動を支援しています。各子育て支援センターでは、子育てに関する情報誌を配布するとともに、事業の案内等をさまざまなメディアを通じて提供しています。また、休日等を利用して、各地区の子ども会や子どもの育成団体、公民館などを中心に、地域の伝統文化や環境等を活用したさまざまな体験活動が提供されています。

今後も、保護者同士あるいは世代間の交流の機会を提供していくとともに、必要な情報が、必要としている人に行き届くような情報提供に努める必要があります。

① 子育てネットワークづくり

地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り、支援し、正しい情報を提供できる体制・ネットワークを強化します。

事業名	事業内容	担当課
関係機関の連携による子育て支援ネットワークの構築	子育て家庭に対して、きめ細やかなサービスや情報の提供が行えるよう民間の協力を得たりリーフレットの配付や配置、市ホームページの充実に努めます。	こども未来課
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）《再掲》	未就学児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行います。	こども未来課
子育て包括支援センター事業《再掲》	子育て支援に関する中核施設として、市内の子育て支援拠点施設のネットワーク化を図るとともに、子育てサークルの指導・育成、連携に努めるほか、子育て支援講演会等の各事業を実施します。	こども未来課

事業名	事業内容	担当課
子育て支援サークルの活動支援	子育て支援サークル活動の活発化を図るため、活動場所や活動に必要な情報提供等を行います。	こども未来課
保育所(園)、幼稚園、認定こども園の行事や地域の行事を通じた園児と高齢者との交流推進	子どもの豊かな心や思いやりの心が育つよう高齢者との交流を行います。	保育幼稚園課
地域住民と子どもや子育て家庭との交流の機会づくり	保育所(園)において地域のボランティアと交流を行います。 幼稚園において、民生委員・児童委員、主任児童委員や地域のボランティアと交流を行います。	保育幼稚園課 学校教育課
子どもの育成団体への支援	家庭・地域・学校などが連携して青少年健全育成地域活動支援事業の助成を行い、青少年の健全育成活動を推進します。	生涯学習課
児童館事業の充実(こども夏まつり)	小学生と異年齢の保育所(園)、幼稚園、認定こども園の園児、就学前親子などが交流を持ち、親睦を深めることで、地域のつながりを強くします。	しろなみ児童館
児童館事業の充実(地区学習会)	差別を解消する生き方を身に付けるために、人権・部落問題学習を進めます。	しろなみ児童館
児童館事業(体験スクール)	小学生を対象に、子どもたちが自分の将来の可能性を拓き、将来、社会のなかで自立していけることをめざして実施します。	まえがわ児童館
児童館事業(チャレンジ教室)	小学生を対象に児童館を拠点として、身体を動かし手先を使い、工作や調理の実習などを行い、仲間とともに活動することの大切さを学ぶため実施します。	まえがわ児童館
児童館事業(土曜開館)	小学生を対象に、基礎学力の定着を図り学力の向上をめざしてつげっ子塾、また心身を鍛え仲間の輪の構築をめざしてスポーツ教室を実施します。	まえがわ児童館
児童館事業(音楽教室)	中学生を対象に、楽器演奏を通して反差別の仲間作りをめざして実施します。	まえがわ児童館
児童館事業(交流事業)	小学校や中学校から年1回訪問してもらい、人権学習の支援や体験、交流の場とします。	老川児童館
児童館事業(講座・教室の開催)	青山小学校の児童を対象に多様な体験学習会を行います。	老川児童館
地域の伝統芸能・文化活動の支援	伝統芸能の継承、郷土文化に愛着を持つ子どもの育成を図ります。	いがまち公民館 島ヶ原公民館 大山田公民館 青山公民館

3-4 子どもが健やかに成長する環境づくり

〔現状と課題〕

本市では、青少年の健全育成運動を推進し、地域社会全体で青少年の健やかな育成に努めるため、スポーツ少年団活動を通して児童の交流を促進したほか、街頭補導活動などを実施しています。今後も、青少年を守り育てるための取り組みを地域社会全体で一層推進していく必要があります。

一方で、少子高齢化や地域のつながりの希薄化により、異年齢間の交流や遊びを通じての良好な仲間関係づくりが困難な状況になりつつあります。こうしたことが子どもの社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響を及ぼしているとの懸念もあり、今後も、地域住民の協力のもと、さまざまな体験活動、交流活動等の提供に努め、地域とのつながりを育み、子どもたちの仲間づくりを促進する必要があります。

① 非行防止の推進

青少年センターによる補導活動の充実を図り、地域社会全体で青少年の健やかな育成に努めます。

事業名	事業内容	担当課
青少年センターにおける補導活動の充実	青少年の健全育成運動を推進し、地域社会全体で青少年の健やかな育成に努めるため、街頭補導の充実を図るとともに、学校や各活動団体との情報交換を推進します。	生涯学習課
有害環境浄化活動	青少年の健全育成のため、街頭啓発を実施し、市民の協力を得て、有害環境の浄化・改善を推進します。	生涯学習課

② 子どもの活動支援

地域住民の協力のもと、地域を主体とした伝統芸能・文化活動やスポーツ活動、各種体験活動、地域間交流活動を推進します。

また、子どもたちが放課後や休日に安心して遊んだり活動したりできるよう、安心して遊べる屋内外の居場所づくりを進めます。

事業名	事業内容	担当課
伊賀市のなかでの地域間交流の推進	家庭・地域・学校などが連携して、伊賀市の一体化した団体として青少年育成活動を推進します。青少年健全育成事業や家庭教育講演会において、児童の交流を促進します。	生涯学習課
	青少年健全育成事業やスポーツ少年団活動を通して児童の交流を促進します。	スポーツ振興課
ジュニアリーダーの育成・活用	スポーツ少年団のリーダーとしての役割の理解や資質の向上を図り、将来のスポーツ少年団指導者を育成するため、スポーツ少年団リーダーの養成に組織的に取り組みます。	スポーツ振興課
子どもの活動を支援する団体の育成・支援	少子化が進むなか、子どもの野外・文化・社会活動などを通じて協調性や創造性を養うことを目的とし、青少年の健全育成のためスポーツ少年団への加入を促進します。	スポーツ振興課
小学生・中学生の活動の場づくり	多くの地域住民や児童生徒が身近にスポーツが楽しめるよう市内全小中学校の体育館・グラウンド等を開放します。	教育総務課
児童館事業の充実（こども夏まつり）《再掲》	小学生と異年齢の保育所（園）、幼稚園、認定こども園の園児、就学前親子などが交流を持ち、親睦を深めることで、地域のつながりを強くします。	しろなみ児童館
児童館事業の充実（地区学習会）《再掲》	差別を解消する生き方を身に付けるために、人権・部落問題学習を進めます。	しろなみ児童館
児童館事業（体験スクール）《再掲》	小学生を対象に、子どもたちが自分の将来の可能性を拓き、将来、社会のなかで自立していけることをめざして実施します。	まえがわ児童館
児童館事業（チャレンジ教室）《再掲》	小学生を対象に児童館を拠点として、身体を動かし手先を使い、工作や調理の実習などを行い、仲間とともに活動することの大切さを学ぶため実施します。	まえがわ児童館
児童館事業（土曜開館）《再掲》	小学生を対象に、基礎学力の定着を図り学力の向上をめざしてつげっ子塾、また心身を鍛え仲間の輪の構築をめざしてスポーツ教室を実施します。	まえがわ児童館

事業名	事業内容	担当課
児童館事業（音楽教室）《再掲》	中学生を対象に、楽器演奏を通して反差別の仲間作りをめざして実施します。	まえがわ児童館
児童館事業（交流事業）《再掲》	小学校や中学校から年1回訪問してもらい、人権学習の支援や体験、交流の場とします。	老川児童館
児童館事業（講座・教室の開催）《再掲》	青山小学校の児童を対象に多様な体験学習会を行います。	老川児童館
地域の伝統芸能・文化活動の支援 《再掲》	伝統芸能の継承、郷土文化に愛着を持つ子どもの育成を図ります。	いがまち公民館 島ヶ原公民館 大山田公民館 青山公民館

3-5 子どもをとりまく貧困対策の推進

〔現状と課題〕

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会の均等を図る必要があります。

本市ではこれまで、児童やその家庭に対する生活支援や、ひとり親家庭等に対する就労支援等、各種施策を展開してきました。また、本市が実施した子どもをとりまく貧困に関する実態調査から、困難を抱えている家庭において、生活や子どもの教育、保護者の就労に関する不安や悩みなど、さまざまな課題を抱えていることが確認されました。

子どもが生まれ育った環境のために夢や希望がかなえられない等といったことがないよう、子どもをとりまく貧困対策を総合的に推進する必要があります。

① 教育の支援

貧困の状況にある子どもと保護者に対し、教科の学習や生活習慣の改善などの支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の小学生・中学生を対象に、教科の学習、生活習慣の改善など子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。	生活支援課

② 生活の支援

貧困の状況にある子どもと保護者に対し、生活に関する相談や支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、就労の支援、サービスや制度の利用に向けた関係機関との連絡調整や手続き支援、地域共生社会の実現に向けた地域づくりなど包括的な支援を行います。	生活支援課
生活困窮者家計改善支援事業	生活困窮世帯の家計の課題を把握し、自身で家計管理できるよう支援計画の作成等を行い、早期の生活再建を支援します。	生活支援課

事業名	事業内容	担当課
地域食堂の設置への支援	各地域において、児童を含む地域の人々の居場所づくりや世代間交流等を目的とし、貧困等課題を抱える児童に気づいた場合は関係支援機関につなげる役割も持つ地域食堂の設置を支援します。	医療福祉政策課
生徒指導推進事業《再掲》	S S W（スクールソーシャルワーカー）を配置し、ふれあい教室、児童相談所、児童家庭支援センターをはじめ、様々な関係機関との連携を進め、いじめ、不登校をはじめとする学校現場の多様な課題に対応し、早期発見、早期解決のための連携を強化します。	学校教育課

③ 保護者に対する就労の支援

ひとり親家庭に対する「第3章－3－2－②ひとり親家庭への自立支援の推進」の就労支援等の事業に加え、貧困の状況にある子どもの保護者に対し、職業相談を通じた求人情報の提供や職業訓練への誘導など、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
就労支援事業の促進	働く意欲がありながらさまざまな就労阻害要因を抱えるため、就労が実現できない就職困難者を対象に、職業相談員による相談を通じ、求人情報の提供や職業訓練への誘導などの支援を関係機関と連携し実施します。	商工労働課
母子・父子自立支援員や関係機関による相談・情報提供の充実《再掲》	ひとり親家庭の自立に向けた生活や就労等についての情報提供、相談指導等の支援を行います。	こども未来課
伊賀市自立支援教育訓練給付金事業《再掲》	ひとり親家庭の親を対象に、仕事に必要な資格や技術を身に付けるため、就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座の受講料の一部を支給し、ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図ります。	こども未来課
伊賀市高等職業訓練促進給付金事業《再掲》	ひとり親家庭の親を対象に、就職や転職に有利な資格（看護師・保育士等）を取得するため、養成機関で訓練を受ける場合に、その受講期間について促進給付金を支給します。また、養成機関への入学時における負担を考慮し、修了支援給付金をカリキュラム終了後に支給します。	こども未来課

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業《再掲》	ひとり親家庭の親や子どもに対し、高校卒業程度認定試験合格のための講座受講費用を助成し、就労を支援します。	こども未来課

④ 経済的支援

「第3章－1－4 子育て家庭への経済的負担の軽減」による各種の手当等の支給や助成に加え、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
就学援助制度	経済的な事情で義務教育の費用にお困りの、所得条件該当者に対して、学用品費や給食費といった学校に納入した費用の一部を援助します。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費	経済的な事情で義務教育の費用にお困りの、特別支援学級在籍で所得条件該当者に対して、学用品費や給食費といった学校に納入した費用の一部を援助します。	学校教育課
幼児教育・保育の無償化《再掲》	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児クラスまでの子ども、及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの子どもの対象に、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て世帯の負担軽減を図ります。 また、3歳未満児クラスの保育料について、国制度を超えた第3子以降保育料無償化を引き続き実施します。	保育幼稚園課
任意予防接種費用の助成《再掲》	乳幼児インフルエンザワクチン・おたふくかぜ等任意予防接種費用の一部を助成します。	健康推進課
児童手当支給事業《再掲》	子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため、児童手当等を支給します。	こども未来課
子ども医療費助成制度《再掲》	中学校修了までの子どもを対象に医療費を助成します。未就学児については、医療費の窓口無料化を実施します。	保険年金課
児童扶養手当支給事業《再掲》	ひとり親家庭の生活の安定と自立を経済的な面から支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給します。	こども未来課
一人親家庭等医療費助成制度《再掲》	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるひとり親家庭の児童及びその児童を扶養している父または母、または父母に代わってその児童を養育している方に医療費を助成します。未就学児については、医療費の窓口無料化を実施します。	保険年金課

事業名	事業内容	担当課
特別児童扶養手当の支給《再掲》	身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。	こども未来課
障がい者医療費助成制度《再掲》	身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級または2級を持っている方に医療費を助成します。 ※障害者保健福祉手帳1級または2級の方は通院分のみ助成	保険年金課
ファミリー・サポート・センター利用料助成事業《再掲》	ファミリー・サポート・センター事業を利用するひとり親家庭・生活保護世帯に対し、その利用料を助成します。	こども未来課

4. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

4-1 職業生活と家庭生活との両立支援

〔現状と課題〕

現在、働き方改革のもと、長時間労働の是正等が大きな課題となっています。長時間労働は、健康の確保だけでなく、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因や、女性の職場での活躍を阻む原因、子育て世代の男性の家庭参加を阻む原因になっています。「ワーク・ライフ・バランス」とは、働くすべての人々が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。男女がともに仕事を続け、仕事以外の場面でも豊かな生活が送れるように、さまざまな取り組みを進める必要があります。

本市では、企業訪問によりワーク・ライフ・バランスについての啓発を行っています。また、子育てには父親の参加が不可欠であることから、男性講座や出前講座を実施し、男性が育児に関する知識を得られる機会を提供しています。

今後も、男女がともに支えあいながら子育てができるよう、男女共同参画の意識醸成の促進や仕事と家庭のバランスが取れた生活が送れるよう取り組みを進める必要があります。

① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、男女ともに働き方の見直しを含めた啓発活動を継続するとともに、仕事と子育ての両立を図るための各種制度の普及に努めます。

事業名	事業内容	担当課
企業（職場）の理解を促進する情報提供の充実	企業訪問等により人事担当者などと面談を行いワーク・ライフ・バランスについて啓発を実施します。	商工労働課
働き方の見直しに関する労働者の意識啓発の推進	労働者向けのセミナーなどを開催します。	商工労働課
子育てを支援する各種制度の情報提供の推進	妊娠・出産時から子育て支援情報を提供するため、母子健康手帳の交付時とこんにちは赤ちゃん訪問時に「母子保健事業のご案内」を配布します。	健康推進課

② 子育てしやすい就労環境の整備

仕事を持つ保護者ができる限り長い時間、子育てにかかわれるよう、企業等に対し、就労条件等の改善を働きかけます。

事業名	事業内容	担当課
労働時間の短縮	すべての労働者が職業生活や家庭生活及び地域活動にともに参加できるよう、事業所に対して労働時間短縮に向けた啓発を実施します。	商工労働課
育児休業制度の普及	育児休業制度の定着を図り、利用しやすい環境づくりを企業とともに進めます。	商工労働課
就労支援事業の促進 《再掲》	働く意欲がありながらさまざまな就労阻害要因を抱えるため、就労が実現できない就職困難者を対象に、職業相談員による相談を通じ、求人情報の提供や職業訓練への誘導などの支援を関係機関と連携し実施します。	商工労働課

③ 男女共同参画による子育ての推進

男女共同参画の重要性についての理解を広め、男性の育児参画の意識を高める学習機会を提供します。

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画社会実現に向け、フォーラム開催時に男性の子育てへの参画を啓発します。	人権政策課
男女共同参画センター情報紙「きらきら」等を通じた意識啓発の推進	年4回発行の男女共同参画センター情報紙「きらきら」等を通じ、家庭や子育てにおいて男女がともに参画することの重要性の理解を深めます。	人権政策課
男性講座や出前講座の開催	男性講座や出前講座を実施し、男性が育児に関する知識を学習する機会を提供します。	人権政策課
ウェルカムベビー教室（両親学級）《再掲》	妊婦とその夫や家族を対象に、妊娠・出産に関する講話や妊婦体験、沐浴、心音聴取などの体験と情報交換の場、仲間づくりを目的として、土・日曜日に教室を開催します。妊娠中の生活、出産や育児について理解を深め、夫や家族の協力を得ることで家族が育児に積極的にかかわれるよう支援を行います。	健康推進課

第4章 計画の目標値等

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定の趣旨

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたっては、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することが、子ども・子育て支援法で規定されています。

(2) 教育・保育提供区域の設定にあたっての考え方

市内の幼稚園及び保育所(園)、認定こども園においては、利用者の居住地区にかかわらず、保護者の選択等により市内施設を広域的に利用しています。また、地域子ども・子育て支援事業の各種事業も市全体で広域的に施設利用や事業展開をしていることから、第1期計画同様、市全体を1つの区域に設定することとします。

◆教育・保育の提供区域の設定

	区 域
① 1号認定（3～5歳・教育）	全 市
② 2号認定（3～5歳・保育）	全 市
③ 3号認定（0～2歳・保育）	全 市

◆地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

	区 域
①時間外保育事業	全 市
②放課後児童健全育成事業	全 市
③子育て短期支援事業	全 市
④地域子育て支援拠点事業	全 市
⑤一時預かり事業	全 市
⑥病児・病後児保育事業	全 市
⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児）	全 市
⑧利用者支援事業	全 市
⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	全 市
⑩養育支援訪問事業	全 市
⑪妊婦健康診査	全 市

2. 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施 時期

(1) 1号認定

事業概要	3～5歳児で保育の必要性がない子ども（主に、専業主婦（夫）または短時間のパートタイム就労の家庭など）に対し、就学前教育を実施します。
対象年齢	3～5歳
提供区域	全市
量の見込みの算出方法	アンケート調査による結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。ただし、第1期計画の実績値と乖離していたため、実績値を考慮し補正を行いました。
確保方策の内容	市内の公立幼稚園（1か所）、私立幼稚園（1か所）、私立認定こども園（1か所）で実施します。

◆ 1号認定 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み（A）	人	122	116	113	109	107
確保方策（B）	人	237	237	237	237	237
特定教育・保育施設	人	237	237	237	237	237
B—A	人	115	121	124	128	130

(2) - ① 2号認定（教育ニーズ）

事業概要	3～5歳児で保育の必要性はあるが幼稚園教育の希望が強いと想定される子どもに対し、就学前教育を実施します。
対象年齢	3～5歳
提供区域	全市
量の見込みの算出方法	アンケート調査による結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。ただし、第1期計画の実績値と乖離していたため、実績値を考慮し補正を行いました。
確保方策の内容	市内の公立幼稚園（1か所）、私立幼稚園（1か所）、私立認定こども園（1か所）で実施します。

◆ 2号認定（教育ニーズ） 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み（A）	人	82	79	77	74	72
確保方策（B）	人	158	158	158	158	158
特定教育・保育施設	人	158	158	158	158	158
B－A	人	76	79	81	84	86

(2) - ② 2号認定（保育の実施）

事業概要	3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
対象年齢	3～5歳
提供区域	全市
量の見込みの算出方法	アンケート調査による結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。ただし、第1期計画の実績値と乖離していたため、実績値を考慮し補正を行いました。
確保方策の内容	市内の公立保育所（園）（16か所）、私立保育所（園）（14か所）、私立認定こども園（1か所）で実施します。

◆ 2号認定（保育の実施） 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み（A）	人	1,662	1,592	1,542	1,492	1,461
確保方策（B）	人	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820
特定教育・保育施設	人	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820
B－A	人	158	228	278	328	359

(3) - ① 3号認定（0歳児）

事業概要	0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
対象年齢	0歳
提供区域	全市
量の見込みの算出方法	アンケート調査による結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。
確保方策の内容	保育士の確保を図りながら、市内の公立保育所（園）、私立保育所（園）、私立認定こども園で実施します。

◆ 3号認定（0歳児） 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み（A）	人	228	222	216	211	206
確保方策（B）	人	221	221	221	221	221
特定教育・保育施設	人	221	221	221	221	221
B—A	人	▲7	▲1	5	10	15

(3) - ② 3号認定（1・2歳児）

事業概要	1・2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
対象年齢	1・2歳
提供区域	全市
量の見込みの算出方法	アンケート調査による結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。
確保方策の内容	保育士の確保を図りながら、市内の公立保育所（園）、私立保育所（園）、私立認定こども園で実施します。

◆ 3号認定（1・2歳児） 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み（A）	人	817	803	784	763	746
確保方策（B）	人	830	830	830	830	830
特定教育・保育施設	人	830	830	830	830	830
B—A	人	13	27	46	67	84

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。

◆保育利用率の目標設定

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
0 歳	%	40.6	41.8	42.9	43.8	44.9
1・2 歳	%	72.4	73.7	75.5	77.6	79.3
0～2 歳	%	62.2	63.5	65.1	66.7	68.3

保育利用率：0～2歳各年齢の利用定員数 / 各年齢の推計人口

3. 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・ 実施時期

(1) 時間外保育事業

事業概要	11 時間の開所時間を超えて保育を実施します。
対象年齢	0 ～ 5 歳
提供区域	全市
量の見込みの 算出方法	アンケート調査による結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。ただし、第 1 期計画の実績値と乖離していたため、実績値を考慮し補正を行いました。
確保方策の 内容	保育士の確保を図りながら、市内の公立保育所（園）、私立保育所（園）で実施します。

◆時間外保育事業 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
量の見込み (A)	人	20	19	19	18	18
確保方策 (B)	人	51	51	51	51	51
B—A	人	31	32	32	33	33

(2) 放課後児童健全育成事業

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。
対象年齢	小学1年生から小学6年生まで（6～11歳まで）
提供区域	全市
量の見込みの算出方法	アンケート調査による結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。ただし、第1期計画の実績値と乖離していたため、実績値を考慮し補正を行いました。
確保方策の内容	既存の放課後児童クラブで実施するとともに、現状で放課後児童クラブが設置されていない校区児童の受け入れ体制を整備します。

◆放課後児童健全育成事業 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み（A）	人	828	801	769	744	714
小学1年生	人	302	292	278	273	256
小学2年生	人	243	234	226	215	212
小学3年生	人	171	161	155	150	143
小学4年生	人	69	72	67	65	63
小学5年生	人	31	31	32	30	29
小学6年生	人	12	11	11	11	11
確保方策（B）	人	785	785	785	785	785
B—A	人	▲43	▲16	16	41	71

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要	保護者の病気などの理由により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで子どもを一時的に養育または保護します。
対象年齢	0～18歳
提供区域	全市
量の見込みの算出方法	アンケート調査による結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。
確保方策の内容	養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に対応するため、市外の施設に委託します。

◆子育て短期支援事業 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み（A）	人日	6	6	6	6	6
確保方策（B）	人日	6	6	6	6	6
B—A	人日	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要	子育て支援の拠点として、親子が気軽に集える場の提供と、子育ての負担感の軽減と不安感の解消をめざし、子育て相談や情報提供を行います。
対象年齢	0～2歳
提供区域	全市
量の見込みの算出方法	アンケート調査による結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。ただし、第1期計画の実績値と乖離していたため、実績値を考慮し補正を行いました。
確保方策の内容	子育て包括支援センターを含む公立の子育て支援センター（6か所）と私立の子育て支援センター（2か所）で実施します。

◆地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み（A）	人回	27,899	27,323	26,645	26,008	25,398
確保方策（B）	か所	8	8	8	8	8

(5) - ① 一時預かり事業（幼稚園型）

事業概要	幼稚園在園児の保護者の就労時間等の都合によって、降園時間後も引き続き預かります。
対象年齢	3～5歳
提供区域	全市
量の見込みの算出方法	アンケート調査による結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。ただし、第1期計画の実績値と乖離していたため、実績値を考慮し補正を行いました。
確保方策の内容	市内の私立幼稚園（1か所）、私立認定こども園（1か所）で実施します。

◆一時預かり事業（幼稚園型） 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み（A）	人日	11,712	11,216	10,871	10,513	10,294
確保方策（B）	人日	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500
B—A	人日	5,788	6,284	6,629	6,987	7,206

(5) - ② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）
（ファミリー・サポート・センター事業含む）

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを一時的に預かります。
対象年齢	0～5歳
提供区域	全市
量の見込みの算出方法	アンケート調査による結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。
確保方策の内容	市内の公立保育所（園）、私立保育所（園）及びファミリー・サポート・センターで実施します。

◆一時預かり事業（幼稚園型を除く） 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み（A）	人日	3,150	3,058	2,975	2,892	2,827
確保方策（B）	人日	3,887	3,885	3,884	3,883	3,882
一時預かり事業	人日	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840
ファミリー・サポート・センター事業	人日	47	45	44	43	42
B—A	人日	737	827	909	991	1,055

(6) 病児・病後児保育事業

事業概要	保護者の就労等の都合により、病気の回復期にある集団保育を受けることが困難な子どもを、専用施設で一時的に預かり安静を確保し保育します。
対象年齢	0～5歳、小学1年生から小学6年生まで（6～11歳まで）
提供区域	全市
量の見込みの算出方法	アンケート調査による結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。ただし、第1期計画の実績値と乖離していたため、実績値を考慮し補正を行いました。
確保方策の内容	既存の上野総合市民病院の敷地内での事業を実施するとともに、ファミリー・サポート・センターの活用や、ニーズに対応するための施設の充実などを進める。

◆病児・病後児保育事業 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み（A）	人日	365	353	343	334	326
確保方策（B）	人日	732	732	732	732	732
病児保育事業	人日	730	730	730	730	730
ファミリー・サポート・センター事業	人日	2	2	2	2	2
B—A	人日	367	379	389	398	406

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

事業概要	家庭において子どもの世話が一時的に困難となった小学生を一時的に預かります。
対象年齢	小学１年生から小学６年生まで（６～１１歳まで）
提供区域	全市
量の見込みの算出方法	アンケート調査による結果をもとに、国が示した手引きにおける算定方法に準拠して算定しました。
確保方策の内容	ファミリー・サポート・センターの取り組みの周知を図るとともに、活動への協力拡充を図ります。

◆ファミリー・サポート・センター事業（就学児） 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020 年度 (令和２年度)	2021 年度 (令和３年度)	2022 年度 (令和４年度)	2023 年度 (令和５年度)	2024 年度 (令和６年度)
量の見込み（Ａ）	人日	40	39	37	37	35
低学年	人日	24	23	22	22	21
高学年	人日	16	16	15	15	14
確保方策（Ｂ）	人日	40	39	37	37	35
B—A	人日	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

事業概要	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言等を行います。
対象年齢	—
提供区域	全市
量の見込みの算出方法	実績値を考慮し算定しました。
確保方策の内容	2019（平成 31）年度から設置した「子育て世代包括支援センター」が各機関との連携拠点となり、利用者支援事業が円滑に進むように調整等を実施します。

◆利用者支援事業 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
量の見込み (A)	か所	2	2	2	2	2
基本型・特定型	か所	1	1	1	1	1
母子保健型	か所	1	1	1	1	1
確保方策 (B)	か所	2	2	2	2	2
基本型・特定型	か所	1	1	1	1	1
母子保健型	か所	1	1	1	1	1
B—A	か所	0	0	0	0	0

※基本型：利用者支援と地域連携を共に実施する形態

特定型：主に利用者支援を実施する形態

母子保健型：保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携を共に実施する形態

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

事業概要	生後4か月までの乳児がいる家庭を、助産師または保健師が訪問し、子育てに関する相談や支援が必要な人への、適切なサービスの提供につなげています。
対象年齢	0歳
提供区域	全市
量の見込みの算出方法	実績値を考慮し算定しました。
確保方策の内容	助産師または保健師による訪問を実施します。また、母子健康手帳交付時には当事業の説明を行います。

◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業） 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み(A)	件	544	529	515	505	492
確保方策(B)	件	544	529	515	505	492
B—A	件	0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師、家庭児童相談員などが訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行います。
対象年齢	—
提供区域	全市
量の見込みの算出方法	実績値を考慮し算定しました。
確保方策の内容	支援が必要な家庭に対し、保健師、家庭児童相談員などによる訪問を実施します。

◆養育支援訪問事業 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み(A)	件	180	180	180	180	180
確保方策(B)	件	180	180	180	180	180
B—A	件	0	0	0	0	0

(1 1) 妊婦健康診査

事業概要	安心して妊娠、出産ができるよう妊婦健康診査にかかる費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図ります。
対象年齢	—
提供区域	全市
量の見込みの算出方法	実績値を考慮し算定しました。
確保方策の内容	市内（県内）の医療機関に委託し、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施、また、県外医療機関で受診した健診費用については、申請により費用助成を実施します。

◆妊婦健康診査 量の見込みに対する確保方策

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
量の見込み (A)	人回	7,560	7,280	7,140	7,000	6,860
人数	人	540	520	510	500	490
検診回数	回	14	14	14	14	14
確保方策 (B)	人回	7,560	7,280	7,140	7,000	6,860
B—A	人回	0	0	0	0	0

4. 教育・保育の一体的提供と、教育・保育の連携推進

(1) 認定こども園の普及にかかる基本的考え方

認定こども園については、保護者の多様化する就労形態や入所要件に関係なく対応でき、地域のすべての子どもたちが同一施設で集団生活が行える制度です。

子どもたちの「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートできるように、また、子どもが認定こども園に通っていないなくても「子育て相談」や「親子の集いの場」を保護者に提供するものです。

今後、保育所（園）や幼稚園の認定こども園への移行や設置については、保護者や地域、市内の保育所（園）・幼稚園、関係部局等と協議をし、地域の状況に応じながら検討していきます。

また、認定こども園の制度を知らない人が多い現状であるため、周知に努めていきます。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっての連携等について

本市における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、その量の確保と同時に、質の向上が図られるよう、認可や確認における本市の関与に際して、適切な指導及び助言等を行います。

また、これらの事業を担う事業者間での課題や情報の共有化を図り、総体として本市の子ども・子育て支援事業の最適化が図られるよう、本市及び事業所同士の連携の強化を図ります。

さらに、就学を迎える子どもがスムーズに学校生活に入れるよう、子どもの交流や、保育士、教員同士の交流の場づくりを進めることで、保育所（園）、幼稚園、認定こども園と小学校との連携をより一層強化し、相互の情報共有を図ります。

また、0歳からの育ちを大切にし、5歳児の就学前までの子どもについての情報が適切に引き継がれ共有されるよう連携の強化を図ります。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 幼児教育・保育の無償化制度

2019（令和元）年10月1日より、幼稚園、保育所（園）、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児クラスまでの子どもと、市民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの子どもの対象に、幼児教育・保育の無償化を実施しています。また、本市の独自施策である、国の制度を超えた第3子以降保育料無償化についても、これまでに引き続き実施しています。

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する子どもを対象に、子育てのための施設等利用給付が創設されました。

① 幼稚園・保育所（園）・認定こども園等を利用する子ども

対象施設	幼稚園、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業
対象の子ども・対象の範囲	■ 3～5歳児クラス：すべての子どもの利用料を無償化 ● 幼稚園は入園できる時期に合わせて、満3歳児クラス（3歳になった日から最初の3月31日までの子ども）から無償化の対象となります。 ● 通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外です。ただし、年収が360万円未満相当世帯の子ども又は第3子以降の子どもは、給食のうち副食（おかず・おやつ）の費用が免除されます（新制度未移行の幼稚園は除く）。 ● 地域型保育事業（市内には対象事業なし）・企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。 ■ 0～2歳児クラス：住民税非課税世帯の利用料が無償化

※第3子以降保育料無償化（本市単独事業）について

保育所（園）、認定こども園を利用する0～2歳児クラスの無償化については、国制度を超え、引き続き実施します。

また、伊賀市在住の児童で市内の新制度移行施設の3～5歳児クラスについて、国の無償化制度実施により副食費の取扱いが変更されることに伴う負担増が生じないように、国制度を超えた副食費免除を実施します。

② 幼稚園の預かり保育を利用する子ども

対象施設	幼稚園の預かり保育
対象の子ども・ 対象の範囲	■ 3～5 歳児クラス ● 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。 ● 3 歳児クラスから、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 11,300 円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。 ● 満 3 歳児クラス（3 歳になった日から最初の 3 月 31 日までの子ども）は、市民税非課税世帯のみを対象に最大月額 16,300 円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。 ● 国の基準に適合し、対象事業として市の確認を受けたものに限りま ● 通っている園が十分な預かり保育を実施していない場合（平日 8 時間未満又は、開所日数年間 200 日未満）などは、認可外保育施設などの利用料も対象になります。

③ 認可外保育施設等を利用する子ども

対象施設	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業
対象の子ども・ 対象の範囲	■ 3～5 歳児クラス：月額 37,000 円までの利用料が無償化 ■ 0～2 歳児クラス：住民税非課税世帯が対象 月額 42,000 円までの利用料が無償化 ● 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。 ● 無償化の対象となる認可外保育施設は、県に届出を行い、対象事業として市の確認を受けたものに限りま ● 保育所等（保育所（園）、認定こども園、企業主導型保育事業）を利用できていない場合に対象となります。 ● 食材料費、通園送迎費、行事費などは無償化の対象外です。

（2）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の無償化は償還払いとなりますので、利用料をいったん施設などにお支払いいただき、市へ給付の申請を行うことで、支払った額の全部または一部が還付されます。この給付の実施にあたって、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要に応じ給付方法について見直しを行います。

6. 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後対策の目標事業量及び取り組み方針

① 放課後児童クラブの 2023(令和5)年度に達成されるべき目標事業量

2019(令和元)年度現在において、市内 21 小学校区のうち 17 学区で 20 か所開設されており、定員の合計は 770 人となっています。

今後については、「第 4 章－3－②放課後児童健全育成事業」でも示したとおり、既存の放課後児童クラブで引き続き実施するとともに、校区再編も視野に入れ、放課後児童クラブが整備されていない地域において、ニーズに合わせて新たに設置していきます。

◆放課後児童クラブの目標事業量

	2019 年度 (令和元年度) (現状)	2023 年度 (令和5年度) (目標)
放課後児童クラブ (施設数)	770 人 (20 か所)	785 人 (全校区)

② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の 2023(令和5)年度に達成されるべき目標事業量

すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校の敷地内等で実施する放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の数を増やしていく必要があります。

2019(令和元)年度現在、放課後子ども教室が 3 校区 3 か所で実施されていますが、今あるすべての教育の一体型をめざします。

◆一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

	2019 年度 (令和元年度) (現状)	2023 年度 (令和5年度) (目標)
一体型の 放課後児童クラブ及び 放課後子ども教室 (箇所数)	0 か所	3 か所

③ 放課後子ども教室の 2023(令和 5)年度までの実施計画

2019(令和元)年度現在において、市内 21 小学校区のうち 3 学区で 3 か所開設されています。

放課後子ども教室の開設は地域の協力が必要不可欠なため、要望等があれば実施に向けて支援します。

◆放課後子ども教室の実施計画

	2019 年度 (令和元年度) (現状)	2023 年度 (令和 5 年度) (目標)
放課後子ども教室 (箇所数)	3 か所	4 か所

④ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

すでに同一の小中学校内で両事業を実施している 1 校区から、一体的な体制づくりを検討します。

一体的な実施が難しい場合は、保護者や地域のニーズを踏まえ、両事業を連携して実施できるようにします。そのために、行政では、教育委員会や福祉部局、また、両事業の従事者・参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童支援員等が把握し、児童の主体的な参加を促すよう配慮します。

⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

児童数は減少しているものの、特別な配慮が必要な児童の指導のため、余裕教室が不足している現状があります。教育委員会が、余裕教室等の使用計画や活用状況等について公表するなど、教育委員会と福祉部局が連携を図り、余裕教室の活用のほか、学校施設の一時的な利用等についても取り組みます。

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にかかる教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場としての「運営委員会」の開催のほか、「総合教育会議」の場も活用し、教育委員会と福祉部局が情報共有を行うなど一層連携を図り、地域や学校等の協力も得ながら進めます。

⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童の発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態の把握に努めながら、個々の特性を踏まえた支援に努めます。

⑧ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長にかかる取り組み

ニーズの把握に努め、必要に応じて開所時間延長に向けた協議、検討を行います。

⑨ 各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割※をさらに向上させていくための方策

集団生活における児童同士の関わりのなかで、主体性を尊重しつつ、自主性や社会性の向上を図ります。

⑩ 放課後児童クラブの役割※を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブでの様子を日常的に保護者に伝えるなど、家庭との情報共有に努めるとともに、信頼関係を構築し、連携した育成支援を図ります。

また、学校等との情報交換、情報共有、職員同士の交流等を行い、児童の健全育成を図ります。

※児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」として、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割

(2) 放課後対策の推進体制

実施にあたっては、放課後子ども教室の所管である教育委員会と、放課後児童クラブの所管である福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、家庭とも密接に連携し、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つしくみとなるよう、適切な体制づくりに努めます。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

子育ては、家庭が主体となることはもちろん、教育・保育や子育て支援を担う機関をはじめ、職域さらには地域社会全体において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら進める必要があります。

本計画の基本理念に掲げた「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長することができるまち伊賀市」の実現に向け、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校・関係団体及び関連部署等が一体となり計画の推進を図ります。また、県や国との連携を密にし、制度の円滑な導入・展開を図るとともに、制度面の充実・改善がなされるよう、県や国に対し働きかけていきます。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、計画の策定（P l a n）、計画に基づく取り組み（D o）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価した上で（C h e c k）、その後の取り組みを改善する（A c t i o n）一連のP D C Aサイクルにより行います。

このため、「伊賀市子ども・子育て会議」において、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、年度ごとに点検・評価を行うとともに、「伊賀市少子化対策庁内連絡会議」を中心に関係各課の連携を図り、全庁的な視点での協議を行います。

なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

3. 計画の公表

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政だけでなく、家庭、地域等、市民全員のそれぞれの立場における取り組みを示すものです。

そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、取り組みを実践していけるよう、ホームページ等を活用し、本計画の内容を公表し、市民への周知徹底を図ります。

伊賀市子ども・子育て会議条例

平成19年12月26日条例第60号

改正

平成21年3月6日条例第4号

平成23年3月30日条例第2号

平成25年6月28日条例第29号

平成28年3月28日条例第15号

平成30年9月28日条例第36号

(設置)

第1条 「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」の策定、達成状況の検証等を行い、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、市長の附属機関として伊賀市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に掲げる事務に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民自治協議会の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長、副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査し協議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市少子化対策推進委員会設置要綱（平成17年伊賀市告示第204号）により、委嘱を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。

附 則（平成21年3月6日条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に委嘱する委員等から適用し、同日前に委嘱した委員等については、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第36号）

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

伊賀市子ども・子育て会議委員名簿

(1) 令和元年度伊賀市子ども・子育て会議委員

2019（令和元）年12月1日現在

区 分	委員氏名	所 属
第1号委員	奥 千史	住民自治協議会
	界外 直樹	住民自治協議会
第2号委員	松井 謙二	伊賀市民生委員児童委員連合会
	瀧山 陽子	伊賀市民生委員児童委員連合会
	福永 悦子	伊賀市社会福祉協議会
	北森 洋記	伊賀市PTA連合会
	徳地 祐治	西柘植保育園保護者会
	小原 未喜	ひかり保育園保護者会
	宮本 まゆみ	伊賀市校長会
	土永 京子	伊賀市保育所(園)連絡協議会
	佐治 篤史	上野商工会議所
	山本佳代子	伊賀市商工会
	西住 典子	青山よさみ幼稚園
	井上 友菜	白鳳幼稚園保護者会
	森田 忍	桃青の丘幼稚園PTA
第3号委員	長野 桂子	公募
	福永 富美子	公募
第4号委員	須永 進	三重大学教授

(2) 平成 30 年度伊賀市子ども・子育て会議委員

2018（平成 30）年 10 月 1 日現在

区 分	委員氏名	所 属
第 1 号委員	奥 千史	住民自治協議会
	界外 直樹	住民自治協議会
第 2 号委員	松井 謙二	伊賀市民生委員児童委員連合会
	松本ひろみ	伊賀市民生委員児童委員連合会
	福永 悦子	伊賀市社会福祉協議会
	山中 里美	伊賀市 P T A 連合会
	福井 彩	依那古保育所保護者会
	小原 未喜	ひかり保育園保護者会
	中岡 恵一	伊賀市校長会
	土永 京子	伊賀市保育所(園)連絡協議会
	佐治 篤史	上野商工会議所
	山本佳代子	伊賀市商工会
	福島 章子	青山よさみ幼稚園
	東 高麗子	白鳳幼稚園保護者会
	森田 忍	桃青の丘幼稚園 P T A
第 3 号委員	長野 桂子	公募
	福永 富美子	公募
第 4 号委員	須永 進	三重大学教授

第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画策定経過

年 月 日	内 容
平成30年12月 ～平成31年1月	子ども・子育てに関するアンケート調査
平成31年2月19日	平成30年度第1回伊賀市子ども・子育て会議 ○第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査結果（速報）について
令和元年5月19日	令和元年度第1回伊賀市子ども・子育て会議 ○第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果及び計画骨子（案）について
令和元年8月2日	令和元年度第2回伊賀市子ども・子育て会議 ○「第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」における内容確認、各施策の現状と課題、計画の目標値「量の見込み」算出について
令和元年10月11日	令和元年度第3回伊賀市子ども・子育て会議 ○「第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」における目標実現のための施策、計画の目標値等について
令和元年11月25日 ～令和2年1月6日	「第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画（中間案）」に関する意見の募集（パブリックコメントの実施）
令和2年1月29日	令和元年度第4回伊賀市子ども・子育て会議 ○「第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画（中間案）」におけるパブリックコメントの結果について ○「第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画（最終案）」について

伊賀市子ども健全育成条例

（目的）

第1条 この条例は、子どもを取り巻く社会環境の変化に対応した新しい時代の子どもの育成について、その基本理念、基本的な施策等を明らかにすることにより、市民が一体となって次代を担うすべての子どもの幸せと健やかな成長を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例で「子ども」とは、15歳以下の者をいう。

（基本理念）

第3条 すべての市民は子どもの育成に責任を有することを認識し、相互に連携、協力し、すべての子どもの幸せと健やかな成長を図る。

2 すべての市民は、子どもの人格や、子どもの持つ権利を尊重する。

3 すべての市民は、日常生活における大人の行動等が子どもに大きな影響を与えることを認識し、行動する。

（家庭の責務）

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について大きな責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切に、子どもが健やかに育つように全力で努めるものとする。

（学校等の責務）

第5条 保育所（園）及び幼稚園は、集団の中での遊び等を通して、人間としての基礎的な社会性を育み、子どもの心身の発達を助長させるよう努めなければならない。

2 小学校及び中学校は、子どもが豊かな人間性を身に付け、将来への可能性を開いていくため、地域社会と一体となった活動を推進するよう努めなければならない。

（地域の責務）

第6条 地域の住民等は、子どもの育成に地域が果たす役割を認識し、地域の課題等に対応できる住民組織の拡充に努めるものとする。

2 地域の住民等は、社会体験活動等子どもの育成に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

（企業の責務）

第7条 企業（企業以外の事業活動を営むすべてのものを含む。）は、その事業活動を行うなかで、子どもの育成に関する活動の推進と環境づくりに努めるものとする。

（市の責務）

第8条 市は、市民と一体となって子どもの育成を推進するための施策を策定し実施するよう努めなければならない。

2 市は、前項の規定により策定する施策に市民の意見を十分に反映させるとともに、その施策の実施に当たっては、市民の理解と協力を得るよう努めなければならない。

（憲章の策定）

第9条 市は、子育てや子どもの健全育成の指針とするための憲章を別に定める。

(行動計画の策定)

第 10 条 市は、子どもの育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもを育む行動計画（以下「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 家庭教育の充実及び子どもの育成に関する家庭への支援等に関する事項
- (2) 子どもの育成に関する地域の活動への支援等に関する事項
- (3) 学校教育等の充実に関する事項
- (4) 子どもの育成への企業のかかわりの促進等に関する事項
- (5) その他、子どもの育成を推進するために必要な事項

(相談体制の充実)

第 11 条 市は、関係行政機関並びにその他関係団体（以下「関係機関」という。）と連携を深め、子どもの育成及び虐待等の防止に関する相談体制の充実を図るものとする。

(関係機関との連携)

第 12 条 市は、子どもの健全な育成を図るために、関係機関と連携を深め、より効果的に施策を推進するものとする。

(16 歳以上 18 歳未満の者についての配慮)

第 13 条 この条例の施行に当たっては、子どもから大人への成長過程にある 18 歳未満の者についても、大人として必要な資質がさらに育まれるよう、配慮がなされるものとする。

(他の計画との整合性)

第 14 条 この条例の施行に当たっては、市が策定する他の計画に反映させるものとする。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

ががや 輝け！いがっ子憲章 こ けんしやう



いのち、水、緑を大切にする子

いのちや自然はなによりも大切なものです。すべての生きものはいのちを持っています。そしてそれぞれが互いに助け合って互いのいのちを守っています。いのちは環境によって育まれています。



げんき 元気よくあいさつができる子

あいさつは、ひととの出会いの出発点です。元気なあいさつは、社会を明るく元気にします。みんなであいさつをしましょう。



ありがとう、ごめんなさいと言える子

すなおな気持ちでひとの話を聞きましょう。ひとのことはばに目を傾けることはコミュニケーションづくりに欠かせません。「ありがとう」「ごめんなさい」の気持ちを忘れないようにしましょう。



ひとを認め、ひとを思いやり、ひとの痛みがわかる子

豊かな人権感覚を身に付けることは大切なことです。ひとの気持ちを理解すること、ひとを思いやることは人権の基本です。まず第一歩として「ひとを認め」「ひとを思いやる」「ひとの痛みがわかる」ということが大切です。



ゆめ 夢に向かって最後まで取り組める子

夢や目的に向かって努力することは大切です。自分の力を信じて目的実現のために努力しましょう。



ちから あ ひとと力を合わせて、自分のつとめをはたせる子

ひとと協力することで、協調性を養うことができます。自分でしなければならぬ事、すべき事に対して責任感を持ち、取り組みましょう。



「ふるさと伊賀が好き」と言える子

ふるさとの歴史、文化、自然などにふれることでふるさとを愛する心を育みましょう。それは「ひとが輝く、地域が輝く」という伊賀市のテーマにもつながります。

用語解説

【数字・アルファベット】

■DV（ドメスティックバイオレンス）

Domestic Violenceの略。同居関係にある配偶者や内縁関係の間に起こる家庭内暴力のこと。近年ではDVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す事もある。

【あ行】

■伊賀市子ども健全育成条例

市民が一体となって次代を担うすべての子どもの幸せと健やかな成長を図ることを目的に、2005（平成 17）年 3 月に可決、2005（平成 17）年 4 月 1 日より施行された、新しい時代の子どもの育成に関する基本理念及び基本的な施策等を明らかにした条例。家庭、学校等、地域、企業、市のそれぞれの責務を明示するとともに、子育てや子どもの健全育成の指針とするための「憲章」及び「行動計画」の策定等を位置づけている。

【か行】

■輝け！いがっ子憲章

「伊賀市子ども健全育成条例」に基づき 2005（平成 17）年 11 月に策定された、子育てや子どもの健全育成の指針とするための憲章。

■合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む子の数を示すもので、15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計することで算出される。

■コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す）について、過去における実績人口から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

■ 国民生活基礎調査

厚生労働省が「統計法」に基づき毎年実施している調査。生活の実態を正しく知り、行政上の施策に取り組むため、「世帯票」「健康票」「介護票」「所得票」「貯蓄票」の5種類の調査票を用いて実施される。

■ 子育て世代包括支援センター

保健師等の専門職が妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する拠点。

■ 子ども・子育て支援新制度

2012(平成 24)年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための制度。

■ 子どもの権利条約

子どもの健やかな発達や主体性の尊重などをうたった国際条約。1989（平成元）年の国連総会で採択され、翌年発効した。日本は 1994（平成 6）年に正式に批准した。

■ こども発達支援センター

子どもの発達や子育てに関して悩みを抱えている保護者や関係機関からの相談を受け、子どもの発達について、乳幼児期から学童期、就労期まで継続した支援につながるよう、保健師等の専門家と連携し支援を行う機関。

【さ行】

■ 次世代育成支援対策推進法

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、2005（平成 17）年に施行された法律。この法律に基づき、企業及び国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。2014（平成 26）年 4 月に、法律の有効期限が 2025（令和 7）年 3 月 31 日まで 10 年間延長された。

■ 児童相談所

各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される児童福祉の専門かつ中核機関。養護、保健、心身障害、育成、非行等、子どもに関する様々な相談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、子どもと保護者への相談援助活動などを行う。

■ 小児一次救急医療

小児疾患の大部分を占めるもので、外来の簡単な処置や投薬、または自然治癒するものを指す。

■ 小児二次救急医療

すぐには生命に直結しないが、何らかの医学的処置を行わないと死に至ったり、機能障がいが生ずる危険のあるものを指す。

【た行】

■ 特定妊婦

出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障がいなどで育児困難が予測される場合などがある。

【な行】

■ 認定こども園

保護者が働いているかどうかにかかわらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能をあわせ持つ施設。

■ ネグレクト

児童虐待のひとつ。子供に対する適切な養育を親が放棄すること。例えば、食事を与えない、不潔なままにしておく、病気やけがの治療を受けさせない、乳児が泣いていても無視するなどの行為のこと。子供の精神的な発達が阻害され、人格形成に悪影響を与えるといわれる。

【は行】

■ハイリスク家庭

児童虐待に至る危険の高い家庭のこと。

■パブリックコメント制度

市の政策の策定にあたり、策定しようとする政策についての趣旨、目的、内容、その他必要な事項を広く市民に公表し、公表した政策案に対する有益な市民の意見を政策に反映させるための制度。

■母子及び父子並びに寡婦福祉法

すべてのひとり親家庭で、児童が心身ともに健全に育成されることと、母子家庭および父子家庭並びに寡婦の健康で文化的な生活を保障することを目的とする法律。

【ま行】

■民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行う非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行い、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

【ら行】

■ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階のこと。年代別の生活状況。人間の一生における出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなど、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方を指す。

【わ行】

■ワーク・ライフ・バランス

働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 2020（令和2）年2月
編集・発行 伊賀市健康福祉部こども未来課

〒518-8501 三重県伊賀市四十九町 3184 番地

TEL 0595-22-9654

FAX 0595-22-9646

ホームページ <https://www.city.iga.lg.jp/>

メールアドレス kodomo@city.iga.lg.jp